

第四次熱海市総合計画
基本計画（素案）

平成21年12月

1. 生活・福祉部門

2. 安全・環境部門

3. 教育・文化部門

4. 産業・観光部門

5. 都市基盤部門

6. 計画推進部門

1. 生活・福祉部門（素案）

【生活・福祉部門】

〔 1 〕 地域福祉

{ 1 } 絆

(現状と課題) 地域で暮らす人々の生活形態や就業状況、価値観などが多様化し、昔ながらの人々の絆や地域との結びつきが薄くなっているため、地域住民同士のつながりを深めるイベントなどの施策が必要である。

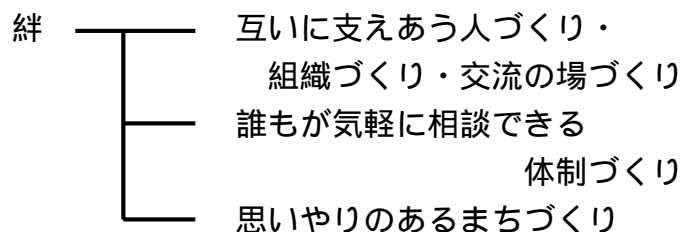
地域のなかで人と人、家族単位の関係が希薄化しているため、地域住民が気軽に集い情報交換できる場が求められている。

高齢者福祉や障がい福祉、児童福祉などの様々な制度に関する相談窓口が整備されつつあるが、当事者が悩みを抱え込まないように、身近に相談できる体制や、適切に関係機関につなげられる体制づくりが必要である

*ノーマライゼーションの考え方にに基づき、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、意識の啓発が必要である。

災害時要援護者となり得る要介護者や障がいのある人などに対する、地域ぐるみの支援が必要である。

(施策の方向)



(1) 互いに支えあう人づくり・組織づくり・交流の場づくり

- 1 . 地域福祉を推進していくための、民生委員・児童委員などの活動を支援するとともに、地域を支えるボランティアの育成を社会福祉法人熱海市社会福祉協議会とともに進める。
- 2 . 身近な福祉に関心を持つことや福祉の心を育てるため、学校教育や社会教育で、ボランティア講座などを開催し、市民に広く地域福祉の意識を理解してもらえよう努める。
- 3 . 地域福祉の担い手となる地域住民が、気軽に集い、情報交換できる場が必要であるため、様々な既存施設や地域の資源を有効に活用し、地域福祉活動の拠点整備を

進める。

- 4．地域の結びつきにつながる祭り、運動会、文化祭などの行事や、隣近所での声かけ運動などの地域での取り組みに対する支援に努める。
- 5．地域サロン活動や老人スポーツ大会、障がい者スポーツ大会など各種イベントの開催など、誰もが集い交流できるような事業の実施を進める。
- 6．高齢者、障がいのある人、子育て支援などを含む、全ての地域福祉活動が充実して行えるよう社会福祉法人熱海市社会福祉協議会を中心とした体制づくりを支援する。

(2) 誰もが気軽に相談できる体制づくり

- 1．福祉、保健、医療など様々な市民の相談を受ける窓口の連携を強化し、問題解決がよりスムーズとなるよう努める。
- 2．地域での身近な相談相手である民生委員・児童委員に情報提供や研修会を定期的実施し、相談を受ける側の支援体制づくりを進める。
- 3．広報誌や町内の掲示板などを活用し必要な情報を速やかにわかりやすく提供できるよう努める。

(3) 思いやりのあるまちづくり

- 1．人にやさしいまちづくりを進めるため、公共施設だけではなく市民が多数利用する施設には*バリアフリーや*ユニバーサルデザインが配慮されるよう普及、啓発に努める。
- 2．学校での教育だけではなく社会においても人権意識を高めるための講演会などを開催し、市民の意識の向上に努める。
- 3．安全・安心のまちづくりを目指し、*災害時要援護者台帳の活用など自主防災組織と協議し防災に関する事業を行う。また、地域で犯罪が起きないように防犯に対する市民意識の向上に努める。

*ノーマライゼーション：高齢者や障がいのある人など、ハンディキャップがあっても普通の生活を営むことができ、かつ差別されない社会を作るという基本理念。

*バリアフリー：障がいのある人や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりするのがその例。

*ユニバーサルデザイン：障がいの有無や年齢、性別、能力を問わず、誰もがわかりやすく、誰にも使いやすい、製品や環境におけるデザイン。

*災害時要援護者台帳：災害時に援護が必要な方(災害時要援護者)を事前に把握し、いざという時の円滑な支援に役立てるための台帳。

〔 2 〕 児童福祉

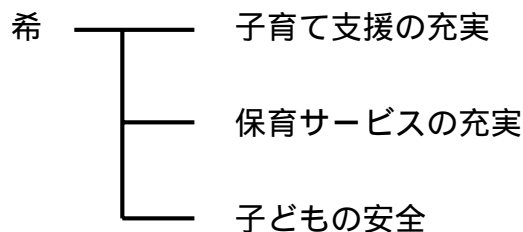
{ 1 } 希

(現状と課題) 熱海市の出生率は、4.9% (平成20年12月現在) となっており、静岡県の8.8% (平成20年12月現在) に比べ非常に低くなっている。急速に少子化が進むなか、子どもを持つことや、子育てに対し喜びが実感できるよう、地域全体において子どもを生み育てやすい環境と経済的支援の整備が必要である。

地域社会における人間関係が希薄化するなか、子育てにおいて孤立することなく、安心して子育てを行えるように地域や親同士の交流が必要である。

共働き家庭、核家族が増え、個々のライフスタイルも多様化するなか、子育てと仕事が両立できるよう、多様な保育ニーズに対応する保育サービスの提供や職場の理解、協力を求める必要がある。子どもを取り巻く環境の変化に伴い、子どもが巻き込まれる犯罪が複雑化しているなか、児童虐待も含め子どもを狙った犯罪から守るために関係機関を含めた地域全体の取り組みが必要である。

(施策の方向)



(1) 子育て支援の充実

1. 子育ての支援をして欲しい人と支援したい人双方のニーズに応え、子育てと仕事の両立を手助けする*ファミリーサポート制度の導入を図る。
2. 地域における社会資源を活用した子育ての支援拠点の整備を行うとともに、地域の人材を活用し地域全体が連携して子育て支援を行える体制を整える。
3. 子育て家庭が安心してゆとりをもって子育てができるよう、一時預かり事業について、対象年齢を乳児へ拡大するとともに実施箇所等の拡充を図る。
4. 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費助成制度の対象年齢を拡大するなど広くすべての子どもと家庭への支援を行う。
5. 親同士が子育ての喜びや不安を共有できるように、地域でのつながりや子育てサークルなどの活動を支援する。
6. 子育てと仕事が両立できるよう、職場における理解や協力について広報や啓発を図る。

(2) 保育サービスの充実

1. 本市の地域性を考慮し、延長保育、乳児保育、休日保育等の多様な保育サービスに対応する保育園の拡充を図る。
2. 多様化する幼児教育、保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育園が柔軟に連携し、地域の子育て支援の中核としての機能充実に推進する。
3. *放課後児童クラブの開所日、開所時間、対象年齢や実施学区など保護者のニーズに沿った運営ができるよう支援する。

(3) 子どもの安全

1. 熱海市要保護児童対策地域協議会を中心に子どもを取り巻く様々な問題に対して予防、早期発見、早期対応を図る。
2. インターネットなどの有害情報やいじめから子どもを守るため、家庭や学校が連携を取りながら子どもを取り巻く環境を良好に保つよう努める。
3. 子どもの人権や権利擁護について市民に意識啓発するとともに、あらゆる場を通じた人権教育を推進する。
4. 子どもが集まる学校や公園などの施設や場所での、不審者の侵入に備えるため、保護者、地域住民や警察等の関係機関と連携し、防犯体制を強化する。

***ファミリーサポート制度:**乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の支援を受けたい人と支援を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

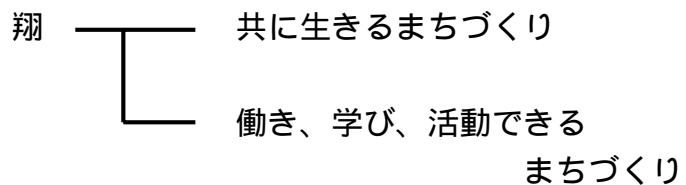
***放課後児童クラブ:**保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している概ね10歳未満の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余剰教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

〔 3 〕 障がい福祉

{ 1 } 翔

(現状と課題) 障がいのある人(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)を支援するための関連法等の成立により、相談体制やサービスの整備が図られつつあるなか、必要とする人がサービスを選択し、活用できるよう、効果的な情報提供とその周知を図る必要がある。障がいのある人ができる限り住み慣れた地域で自立して生活できる様、居宅サービスを充実するとともに、就学支援、就労支援をきめ細かく行うことが求められている。障がいのある人とない人が互いに理解を深めるために、社会参加を促進する交流活動を積極的に進めることにより、地域全体で支えあう意識の普及、啓発に努める必要がある。

(施策の方向)



(1) 共に生きるまちづくり

- 1 .必要なときに必要なサービスを選択して利用できるように障がいの特徴を理解した上で、情報が得られやすい媒体を用い、より分かりやすくサービスについての情報提供を図る。
- 2 .障がいのある人とその家族が抱える日常生活についての支援の相談とともに、将来の不安の軽減等にも対応できる様、地域に出向いて相談を行う等身近な体制を整える。
- 3 .様々な障がいに対する理解と認識を深めるために、学校での福祉教育や、福祉に関する講演会などを通じた啓発活動を推進する。
- 4 .地域の様々な活動や行事に障がいのある人とない人が共に参加できるよう、主催者や町内会等に働きかけることでお互いの交流を図る。
- 5 .障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立した生活ができるように、ニーズの多様化に対応した居宅サービスを充実させる。また、*ケアホームや*グループホームの整備についても検討する。

(2) 働き、学び、活動できるまちづくり

1. 住み慣れた地域で障がいのある人とない人がともに生き活きと働くことで思いやりのある地域社会となるよう、就労支援や企業への雇用促進の理解、啓発に努める。
2. 入園や就学に向けての支援は、子どもの特徴と親の希望等を優先し、個性をより発揮でき、楽しく園や学校生活を送ることができるよう、幼児期から関係機関が連携した支援体制をつくる。

***ケアホーム**：知的障がい者又は精神障がい者が地域社会において共同生活を営む住居。グループホームの入居対象者よりも介護を必要とする障がい者を対象としている。

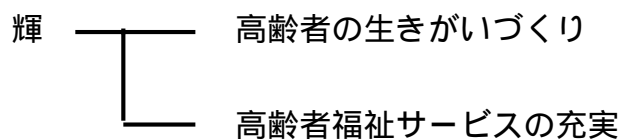
***グループホーム**：知的障がい者、精神障がい者等が、地域社会において共同生活を営む住居又はその形態。また、居住者に対する日常生活援助等のサービスを指す意味でも用いられる。障害者自立支援法においては、共同生活援助として位置づけられている。

〔 4 〕 高齢者福祉

{ 1 } 輝

- (現状と課題) 熱海市の高齢化率は、36.3%となっており、静岡県は22.4%に比べ大きく上回っている。(平成21年4月現在)また、前回計画からの増加率も、静岡県の平均が2.6%の上昇であったのに対し、熱海市は5%も上昇しており、他市に比べ高齢化率の上昇が顕著であり、今後、数年で団塊の世代が65才を迎える現状を考慮すると、高齢者福祉を計画的に進めることが必要である。
- 高齢者が生きがいをもって、住み慣れた地域で元気に生活していくためには、仲間づくりをすることや、交流の機会を拡大することが必要である。
- 高齢者が自らの経験と知識を活かすことができる環境の整備を行うことで、新たな生きがいを見つけることが必要である。
- ひとり暮らし高齢者の世帯は、高齢者がいる世帯10,590世帯のうち、4,486世帯(平成21年4月現在)であり、その割合は42%を越えており、今後も増加することが予測される。また、生活不安などに関する問題もあり、新たな支援に関する施策が求められている。
- 高齢者自身又は、その家族の不安や悩みを解消するため、身近に相談できる体制づくりが必要である。
- 介護が必要となった人や介護状態になりそうな人が、様々な福祉サービス等を利用することで、住み慣れた地域で安心して生活を続けていけるように制度やサービスの周知がより求められている。
- 介護サービスの利用は、今後も拡大していくことが考えられるが、要介護の状態にならないように、介護予防に関する情報提供や事業の実施が必要である。

(施策の方向)



(1) 高齢者の生きがいづくり

- 1 . 高齢者が生きがいを見つける機会を増やすため、スポーツ、文化、ボランティア活動等に加えて、豊富な経験と知識を活かし子育て支援分野でも活躍できるよう環境づくりに努めるとともに、ひとり暮らし高齢者の社会的孤立を防ぐ。
- 2 . 高齢者が互いに親睦を深めるための老人クラブや、地域との連携を図ることを目的とした自主的な社会活動組織などに、比較的若い高齢者も参加しやすい活動が実施できるよう支援を行う。
- 3 . 高齢者の社会参加を広くすすめるための財団法人熱海市シルバー人材センターは、高齢者の豊富な経験と技術・知識を発揮できるため、多くの高齢者が会員となれるよう周知をしていくとともに、市民の利用を促していく。

(2) 高齢者福祉サービスの充実

- 1 . 住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、既存の高齢者福祉サービスや介護保険サービスを利用し、いつまでも健康的な生活を送れるよう提供サービスの周知及び利用のための支援をしていくとともに、高齢者がより必要とする福祉サービスや熱海市独自の介護保険サービスの導入を検討していく。
- 2 . ひとり暮らし高齢者が、必要とする福祉サービス等のニーズ把握に努め、新たなサービスのあり方を検討する。
- 3 . 地域で身近に福祉や介護の相談ができるよう、各地区に*地域包括支援センターの設置を計画的に進めるなど、高齢者が相談しやすい体制づくりを進める。
- 4 . 高齢者が心身の状況の改善のみならず、生活機能全体の維持・向上を図り、要介護状態にならないよう、介護予防についての情報提供と誰もが参加できる介護予防事業を進める。

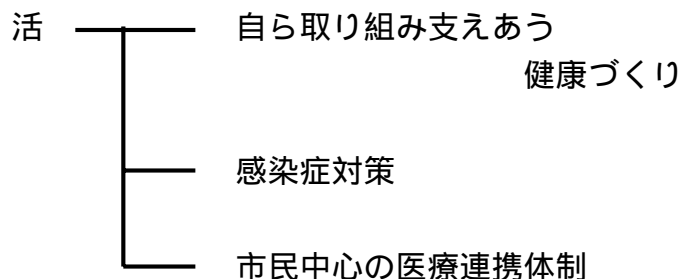
*地域包括支援センター：地域における 介護予防支援、 介護予防マネジメント、総合相談・支援・権利擁護、 地域ケア支援を行う中核組織。

〔 5 〕 健康づくり

{ 1 } 活

- (現状と課題)
- 急速な高齢化率の上昇に伴い疾病構造が変化し、生活習慣病対策が市民の生活の質を確保するうえで重要な鍵となっている。正しい生活習慣を身に付けられるよう、様々な年代やライフスタイルに応じたきめ細かい支援が必要である。
- 自分の健康は自分でつくり、守るという意識を持ち、健康づくりを進めなければならない。食育の取り組みをはじめ、家庭・職場・地域における健康づくりの取り組みに対する支援が必要である。家族形態が変化しているなか、出産や育児に対して不安を持つ親が増加している。様々な不安を解消するために、妊娠中から継続した支援が必要である。
- 急速に変化する社会環境のなか、家庭や学校、職場さらには地域において過度のストレスにより心の健康を害してしまう人が増加している。予防も含めた、支援体制づくりが必要である。
- 近年、感染症を取り巻く状況は大きく変化している。医療体制など地域の実情に応じた行動計画の策定と迅速な対応が求められている。
- 圏域・市内の医療体制は「救急医療」「医師確保」など課題が山積している。限られた医療資源のなかで、誰もが安心して医療が受けられるよう計画的に医療体制を整備していく必要がある。
- 医療を受ける側が地域の医療体制の現状や問題点、自らが加入している医療保険の状況などに広く関心を持ち、市民中心の医療体制を確立する必要がある。

(施策の方向)



(1) 自ら取り組み支えあう健康づくり

- 1 . 自らの健康状態を認識するとともに、健康的な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、心身の健康を保てるよう、健康診査の体制整備をはじめ、健康に関する情報提供を行い、意識啓発に努める。
- 2 . 正しい生活習慣を身につけるためには、健康に関する適切な情報を得ること、生活習慣を改善・維持することが重要である。そのためには年代・性別・家族形態・ライフスタイル等に応じた健康相談・健康教室・体力づくり講座などを行い、健康づくりを支援する。
- 3 . 様々な世代が「食」の大切さを学ぶことで、健康な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくむことができるよう、地域の特性を生かした、食育に関する取り組みを推進する。
- 4 . 家庭や職場、地域単位での健康づくりに対する支援が重要であることから健康づくり推進委員連絡会などの地域組織活動の連携強化と充実を図る。
- 5 . 出産や育児・子どもの発育・発達に関する不安に対応するための切れ目のない母子保健の相談体制と、育児困難に陥るなど緊急支援体制について、関係機関と連携し機能の充実を図る。

(2) 感染症対策

- 1 . 感染症の発生・拡大を防止するために、普段から予防に対する正しい知識の普及や予防接種などの体制整備を図るとともに、感染症の蔓延に備え、家庭・職場・地域における対策がとられるように情報提供を行う。
- 2 . 感染症の発生段階により関係機関と連携し行動計画の策定を行うとともに、医療機関の体制を含めた実行性のある対策を講じ被害の拡大を抑える。

(3) 市民中心の医療連携体制

- 1 . 静岡県保健医療計画を中心に圏域・市内の各疾患の専門医療、また「精神医療」「救急医療」「災害時医療」「周産期医療」「小児医療」「へき地医療」が確保されるよう関係機関との連携を強化する。
- 2 . 一人ひとりが適切な受診行動をとるためには、地域の医療体制の現状、自分の加入する医療保険の仕組みや実情を知ることが重要である。医療を身近な問題として感じられるよう様々な方法で情報提供し、意識啓発に努める。

2. 安全・環境部門（素案）

【安全・環境部門】

【 1 】 市民と守る安全なまちづくり

[1] 防 災

{ 1 } 災害対策

(現状と課題) 市街地の大半は急傾斜地にあり、長い海岸線を有している。また観光都市のため、観光客や通過客も多い。このような地域特性を考慮した防災対策が必要である。

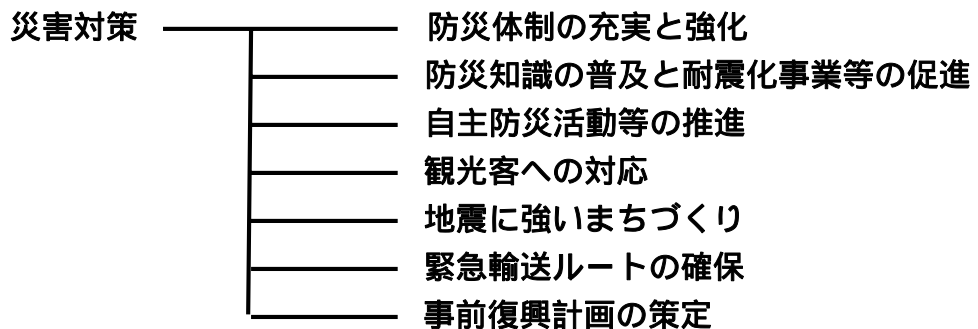
防災対策は、総合的に計画されている災害対策基本法の地域防災計画にもとづき実施している。災害被害を軽減するためには、行政による*「公助」はもとより、個人の自覚に根ざした*「自助」、身近な地域コミュニティ等による*「共助」が重要であり、社会のさまざまな主体が連携して減災のために行動することが必要である。

大規模地震や台風、集中豪雨による被害が発生した場合、応援、復興対策には、行政活動のみならず、地域に密着した住民の活動が重要であることから、自主防災組織と消防団との連携強化が求められる。

大規模災害発生時には、すみやかに要員や物資・技術を確保し、市民に適切な情報を伝達する必要がある。

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の8割以上が建物の倒壊などによる圧死であり、地震で命を失わないためには、まず、家屋の耐震性を知り、必要な備えをすることが大切である。

(施策の方向)



(1) 防災体制の充実と強化

1. 災害時の迅速な対応と早期復旧を推進するため、他都市、防災関係機関及び医療機関等と一層の連携強化を図る。
2. *地域防災無線システムの導入とあわせ、アマチュア無線、企業無線やコミュニティFM放送、*GPSなどを活用しながら、災害時における緊急情報の収集、伝達体制を確

立し、被害の軽減を図る。

3. 被災者への救援、支援活動等が円滑に行われるよう、*災害ボランティアコーディネーターと連携し、災害ボランティアの受け入れ体制を整備するとともに、その活動の支援に努める。
4. 重病患者や常時治療を要する災害時要援護者の広域搬送協定等、医療、救護協力体制を確立する。
5. *統合型地理情報システム(統合型GIS)を整備し、地震動観測結果に基づいた地域の被害想定を行い、効果的な災害対策を計画する。
6. 広報誌やパンフレットの作成・配布、防災講演会のほか地域に即した出前講座や効果的な防災訓練等の実施により、市民の防災意識を高める。
7. *ハザードマップを充実し定期的に公表するとともに、危険箇所や避難場所、防災倉庫の所在など、周知徹底に努める。

(2) 防災知識の普及と耐震化事業等の促進

1. 家屋の耐震診断や耐震補強を引き続き促進する。
2. 家具の固定、ガラス飛散防止などの普及・啓発に努め、被害の軽減を図る。
3. 災害対策関係職員、市民、教育機関に対し、社会教育等を通して、自らの生命を守るための防災知識の普及を図る。

(3) 自主防災活動等の推進

1. 地域防災指導員の育成、実践的な防災訓練の実施、組織間のネットワーク化の推進などにより、自主防災組織の強化・育成を図る。
2. 高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の災害時要援護者の把握に努め、適切な避難誘導や受け入れ体制の確立を行う。
3. 中学・高校生を含めた若い世代の自主防災活動、消防団活動への参加を勧め、災害時における初期消火、救出救護など自助、共助、公助意識の高揚を図る。

(4) 観光客への対応

1. 観光客や通過客が、安心できるよう適切な情報提供に努める。また、一時避難場所として旅館・ホテル等を利用できるよう協力体制を確立する。
2. 観光客のための食料、防災資機材等の整備、充実に努める。

(5) 地震に強いまちづくり

1. 避難路や通学路、*いたわりゾーンなどの生活道路に面した建築物やブロック塀・自動販売機・石垣等をはじめ、倒木のおそれがある土地の所有者へ安全確保の指導を行う。
2. 避難に適したオープンスペース(公園等)や災害に強いライフライン(電気・ガス・水道・電話等)の確保のため、関係機関との情報の共有など協力体制の強化を図るとともに、状況に応じ避難地の見直しについて検討していく。
3. 避難場所となる公共施設の耐震性の強化を進めるとともに、防災の拠点となる新庁舎を建設する。

4. 津波や高潮により、大きな被害が予想される危険区域には、護岸等の海岸環境整備を県に働きかけるとともに、避難路の確保や避難ビルの指定などに努める。
5. 緊急用の飲料水を確保するため、避難地（学校、公園等）に貯水施設の設置を検討する。

（6）緊急輸送ルートの確保

1. 災害時の緊急輸送路として、伊豆湘南道路の建設及び県道十国峠伊豆山線の整備促進を国、県等の関係機関へ要望する。
2. 国道135号など緊急輸送路に面した崩壊箇所の危険を排除し、安全確保に努める。
3. 避難や救援物資の輸送をスムーズにするため、港湾の岸壁整備、ヘリポートや救援物資の集積基地を確保する。

（7）復興計画の策定

1. 大規模地震発生後の再建、復興対策の基本構想をまとめた総合的な計画を策定する。

*「公助」「自助」「共助」：「公助」個人や地域あるいは民間の力で解決できないことについて公的機関が行うこと。「自助」自分の責任で自分自身が行うこと。「共助」自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

***地域防災無線システム**：従来1チャンネルであった防災行政無線を行政機関以外の機関（病院、自主防災組織等）までを通信系に含めることが可能なシステムで平常時30チャンネル、緊急時60チャンネルが使用できる。

***GPS**：全地球測位システムの略称。人工衛星を使い、全世界どこにいても現在位置を正確に割り出す測位システム。

***災害ボランティアコーディネーター**：災害時において、ボランティアをやりたい人と頼みたい人（被災者）のニーズをつなぎ、フォローすること。ニーズを発掘し、活動を創り出すこと。行政、住民（避難所）、被災地内外のボランティア団体、企業などと連絡調整すること。ボランティア拠点を運営すること、などを主な役割としている人々。

***統合型地理情報システム（統合型GIS）**：コンピューターを使って、別々の情報がのった地図を一つのものとし、地理情報を統合的に判断するシステムを防災対策や災害時に役立てようとするもの。

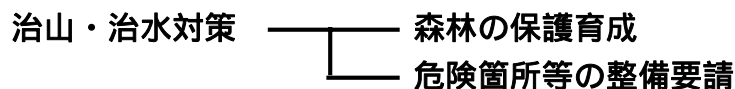
***ハザードマップ**：災害予測地図。防災を目的に災害に遭う地域を予測表示し、避難場所等の防災情報を含んだ地図。

***いたわりゾーン**：道路利用者（車や歩行者）が高齢者や身体の不自由な人に対し、特にいたわりの心を持って運転や通行をするよう、呼びかけている区間。

{ 2 } 治山・治水対策

- (現状と課題) 台風、集中豪雨による土砂災害や風水害から市民の生命や財産を守るため、森林や河川の整備を進める必要がある。
森林には、木材の提供や水源の確保、防災、癒しの効果等、公益的な役割が大きいことから、自然に近い状態での保護育成に努める必要がある。
急傾斜地崩壊危険箇所及び河川については、順次整備を進めているが、引き続き定期的なパトロールを実施し、住民への保安対策を呼びかける必要がある。

(施策の方向)



(1) 森林の保護育成

1. 保安林指定地域については、保安林が持つ機能を高めるために森林の保護・育成に努める。
2. 市内の森林伐採はできるだけ小面積にとどめるよう指導し、温暖化防止や水源涵養など森林の公益的機能の向上を図る。
3. 森林が本来持っている保水、山腹保全等の機能保全のために、間伐等の森林管理を適切に行うように指導するとともに、助成制度の充実を図る。
4. 害虫や災害により失われた緑の復元については、自然環境に適した樹木の植林を促進する。

(2) 危険箇所等の整備要請

1. 急傾斜崩壊危険箇所及び河川については、定期的なパトロールや防災連絡員制度の活用による監視、連絡体制を整え、危険度の高い箇所については関係住民への周知徹底を図る。
2. 風水害により崩壊した箇所の復旧や倒木の回収は、迅速に対応処置を行い、二次災害を防ぐため関係機関に要請していく。

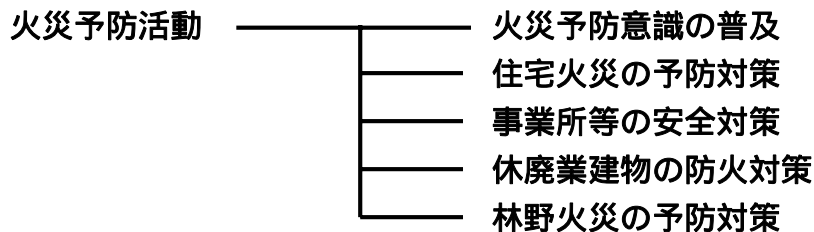
[2] 消防・救急活動

{ 1 } 火災予防活動

(現状と課題) 市街地の建物は一段と高層化が進み、火災が発生すると、大規模火災に発展する可能性がある。このためさらに火災予防活動を進める必要がある。

休廃業等により無人化した建物のうち、管理体制上の不備から、火災に至ったケースもあり、市民に大きな不安を与えている。

(施策の方向)



(1) 火災予防意識の普及

1. 火災予防運動や広報、ホームページの充実を図り、市民一人一人が、防火に対する意識を高めるよう啓発する。
2. 震災時の同時多発火災発生における混乱を避けるため、自主防災会等の組織への自助意識の高揚を図るとともに、安全対策を周知する。
3. 幼少年期から消防活動への関心を高めるため、消防広場や花火教室等により防火啓発をする。

(2) 住宅火災の予防対策

1. 法律により義務化された住宅用火災警報器の設置について、更に推進を図る。
2. 住宅火災の被害を軽減するため、各家庭に消火器の設置及び不燃性のエプロン、寝具類、カーテン等の使用を推進する。
3. 高齢者の安全を確保するため、関係機関と協力し防火訪問を実施する。

(3) 事業所等の安全対策

1. 旅館・ホテル等に対しては、防火安全対策を進めるよう指導する。
2. 消防法令に不適合な建物に対しては、違反是正を徹底する。
3. 危険物施設に対して予防査察を行い、より一層保安対策を推進する。

(4) 休廃業建物の防火対策

1 .休廃業により無人化した建物の所有者に対し、防火安全対策を図るよう強く指導する。

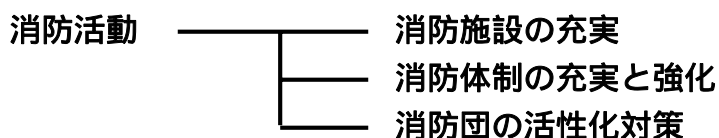
(5) 林野火災の予防対策

1 . 関係機関と連携して、簡易防火水槽の建設や防火立て看板の設置を進める。

{ 2 } 消防活動

(現状と課題) 大規模地震が想定され、また、消防業務が高度化する中、これらに対応する庁舎・通信機器等の整備と職員の技術の向上が必要である。地域の消防・防災の中核として消防団の果たす役割は大きくなっており、団員の減少が懸念されることから、新たに団員の確保に取り組む必要がある。

(施策の方向)



(1) 消防施設の充実

- 1 . 災害活動の拠点となる消防庁舎の耐震補強や消防団詰所の機能、充実を図る。
- 2 . 消防車両や資機材の整備充実を進める。
- 3 . 資機材の軽量化を進め、機動性のある消火活動を推進する。
- 4 . 地域災害に備え、水道施設の更新にあわせた消火栓の改良や、耐震性防火水槽の設置を促進する。

(2) 消防体制の充実と強化

- 1 . 職員を専門的な研修機関へ派遣し、資質、技術の向上を図る。
- 2 . *高機能消防指令センター通信システムの導入により、災害時における情報の伝達・収集体制を充実させる。
- 3 . 近隣の市町と共同して、消防救急無線のデジタル化を図る。
- 4 . 多様化する消防救急業務に対応するため、より広域における消防救急体制の充実に努める。

(3) 消防団の活性化対策

- 1 . 消防団への入団を促すため、処遇の改善、装備の充実に努める。
- 2 . 事業所などに消防団活動の理解と入団への協力を求める。
- 3 . 消火を円滑にできるよう、消防訓練の充実、専門的な訓練機関への派遣を推進する。
- 4 . 小・中学生、高校生に対し消防団活動について理解を深めるため広報していく。

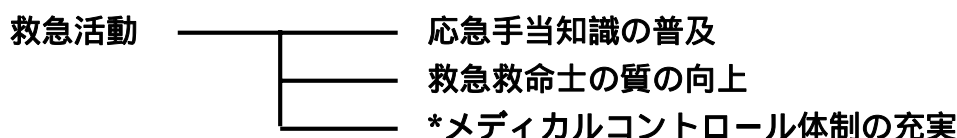
*高機能消防指令センター通信システム:最新鋭のコンピューターと最新の通信機器を駆使

し、各種災害時において119番通報の受信から出動指令時間の短縮並びに支援情報等による確実な現場対応を可能とし、今まで以上に迅速で効果的な消防活動が可能になるシステム。

{ 3 } 救急活動

(現状と課題) 救命率を高めるためには、応急手当に大きな効果が期待できることから、その必要性和知識の普及が必要である。
救急発生件数は増加傾向にあり、救急救助活動は複雑化、高度化している。このため、迅速な救急活動と同時に、消防機関と救急医療機関との連携強化により、さらなる救命率向上が求められており、救急救命士の養成と隊員の専門的な知識・技術の向上が必要とされる。

(施策の方向)



(1) 応急手当知識の普及

1. 救命効果の向上をめざし、中学生・高校生を含む市民等を対象とした応急手当に関する講習会の充実を図る。

(2) 救急救命士の質の向上

1. 救急救命士の増員を進めるとともに、資格取得後定期的に研修を行い、さらなる質の向上を図る。

(3) メディカルコントロール体制の充実

1. 救急救命士の薬剤投与など処置の範囲拡大が進められており、救急活動に対する医学的観点からの事後検証を行い、救急隊の質の向上を図る。
2. ドクターヘリの有効活用、消防隊による救急活動支援(*P A連携)の充実、*A E Dの普及等により救命率の向上を図る。

*メディカルコントロール体制：消防機関と医療機関との連携によって、救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示、指導、助言が要請できる、実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する、救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う、という体制。

*P A連携(消防隊による救急活動支援)：消防車(Pumper)と救急車(Ambulance)が同

時に出動し、救急活動を連携して行うこと。P A連携を行う場合とは、心肺停止状態の傷病者が発生したと疑われる場合。交通事故などで2次災害発生の恐れがある場合。状況により支援が必要と認められる場合。

*A E D (自動式体外除細動装置) : 心停止となる前の心室細動をコンピューターが自動解析し、電気ショックが必要と判断した場合、機械の操作を音声メッセージで指示する装置。

[3] 防犯・交通安全

{ 1 } 犯罪防止対策

(現状と課題) ライフスタイルの変化にともない、地域の連帯感が薄まってきている。そのため、地域社会の連携による防犯対策の充実を図り、犯罪のない明るいまちづくりを推進する必要がある。

情報技術の進歩にともない、インターネットや個人情報を悪用した新たな犯罪が増加している。

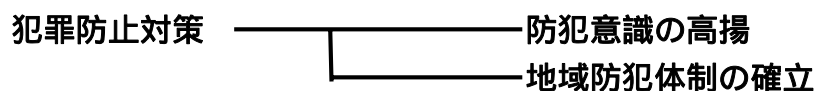
犯罪が巧妙化、凶悪化かつ組織化する中、子どもや高齢者をねらった犯罪が急増している。

犯罪は低年齢化する傾向にあるので、青少年非行防止活動を今後も継続して行う必要がある。

全国的に暴力団の壊滅に向けた取り組みが強化されているが、引き続き関係団体等とも協力して暴力団犯罪を追放する必要がある。

国際観光温泉文化都市である本市は、多くの観光客や外国人が安全に滞在できるように、防犯体制を強化する必要がある。

(施策の方向)



(1) 防犯意識の高揚

- 1 . 市民の防犯意識を高めるため、全国地域安全運動に対応したキャンペーンなどを積極的に行い啓発活動を推進する。
- 2 . 振り込め詐欺や個人情報流失による新たな犯罪に対処するため、十分な情報の提供や相談体制の充実を図る。
- 3 . 薬物の危険性や情報技術の進歩にともなう新たな犯罪については、その実態と危険性について広く市民や学校に情報を提供するなど、被害を未然に防止する。
- 4 . 情報技術の進歩にともない、インターネットや個人情報を悪用した新たな犯罪に対応するため、市民へ情報を提供するなど、啓発活動を推進する。

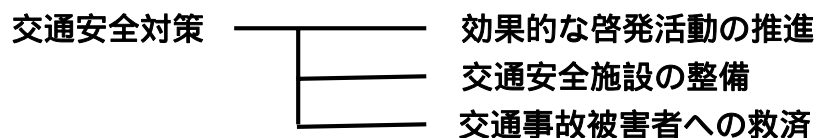
(2) 地域防犯体制の確立

1. 熱海市市民安全条例を基に小学校区を単位とした各町内会や関係団体と協力して、地域安全コミュニティ会議を中心に、「声かけ運動」をはじめとする防犯のまちづくりを推進する。
2. 地域安全推進員及びPTAを中心に各地域で防犯パトロールの実施や、防犯灯、街路灯の設置、維持管理を促進していくことにより、犯罪のないまちづくりを推進する。
3. 子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を推進する。
4. 暴力団による不当な行為と被害を防止するため、警察や関係団体と緊密な連携をとり、『暴力追放三ない運動』を実践する。

{ 2 } 交通安全対策

(現状と課題) 車社会、高齢化、生活の多様化など交通をとりまく環境の変化により、交通事故の増加が予想される。
交通事故を減らすため、飲酒運転の根絶、交通ルールの遵守、マナーの向上等を啓発し、「自分の命は自分で守る」「思いやり、ゆずりあい」など、一人一人の交通安全に対する意識を高める必要がある。
安全かつ円滑な交通を維持するため、交通安全施設等の整備を進める必要がある。

(施策の方向)



(1) 効果的な啓発活動の推進

1. 高齢者への交通安全教育を充実させる。
2. 市民及び観光客が交通安全意識を持ち、安全な行動を身につけられるよう、国、県、交通安全推進団体、市民と連携した効果的な交通安全教室の開催や交通安全運動を進める。

(2) 交通安全施設の整備

1. 交通事故が多発する地点については、交通診断を実施し、構造的部分の見直しを図る。
2. 交通安全の妨げとなる違法駐車解消対策として、駐車場総合案内システムの効果的な活用を図るとともに、イベント開催時には、臨時駐車場の開設に努める。
3. 道路・歩道間の段差解消、誘導ブロックやいたわりゾーンの整備等、高齢者やからだの不自由な人をはじめ歩行者の立場に配慮した交通環境づくりに努める。

4．交通事故を防止するため、交通安全施設を整備するなど、交通環境の改善に努める。

(3) 交通事故被害者への救済

1．交通事故相談体制の充実を図る。

2．交通遺児の家庭に対しては、支援の充実に努める。

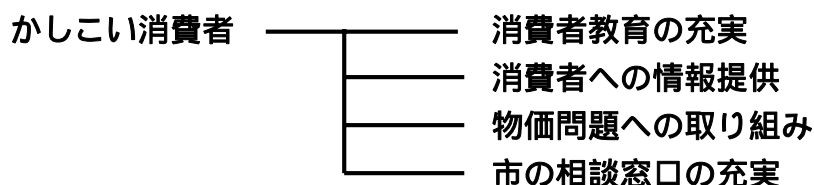
3．交通災害共済事業は、社会的状況の変化に応じて見直していく。

[1] 消費生活

{ 1 } かしこい消費者

(現状と課題) 消費者は選択の自由とともに、大量の情報から正確な情報を取り入れる必要がある。そのため、消費者が自らの責任において行動がとれるよう、十分な情報の提供や啓発活動を行う必要がある。
地球温暖化が進む中、環境に配慮した商品の購入を勧める必要がある。消費者相談はものの品質や安全性に関することから、契約締結や契約内容まで多岐にわたり、市の相談窓口の強化が求められている。

(施策の方向)



(1) 消費者教育の充実

1. 消費者被害を未然に防止するため、国・県と連携して消費者被害防止キャンペーンを進めるとともに被害例などの情報公開に努める。
2. 消費生活に関する正しい知識を身につけ、適切な消費行動をとることができる教育・啓発事業の推進を図る。
3. 消費者団体の育成とその自立を支援する。
4. 消費者の意識の向上を図るため、モデル地域を定めるなどして*マイバッグ運動を推進する。

(2) 消費者への情報提供

1. 消費者に対し、*グリーン購入を幅広く認知してもらおうとともに、協力を得られるよう普及啓発に努める。
2. 安全・安心な商品の情報や悪質商法の情報提供により、消費者被害を未然に防ぐ。特に高齢者に対しては、重点的に情報提供を行う。
3. 品質表示・期限表示については、引き続き調査、監視を行い、必要な場合は県に事業者指導を要請し、消費者の権利の保護に努める。
4. 消費生活モニターによる価格調査を継続し、その結果を積極的に市民に情報提供する。
5. すべての食材の安全性について、消費者が正しく判断できるようなデータ開示や情報提供を関係機関に求める。

(3) 物価問題への取り組み

1. 物価問題は、市民生活をはじめ、社会全般に与える影響が大きいことから、市内で買い物をする運動をさらに推進するなど、事業者の協力のもとに取り組んでいく。

(4) 市の相談窓口の充実

- 1 . 消費者被害の迅速な救済を促進するため、消費生活相談の充実（相談員の専門知識の習得等）や相談しやすい環境づくりに努める。
- 2 . 国民生活センター及び近隣市町や県との消費生活相談情報ネットワークの充実を図り、相談情報の収集、提供により、消費者の保護にあたる。

***マイバッグ運動（買い物袋持参運動）:** 買い物の際に、マイバッグ（買い物袋）を持参して、レジ袋等をもらわない運動。

***グリーン購入:** 製品やサービスを購入するとき、必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

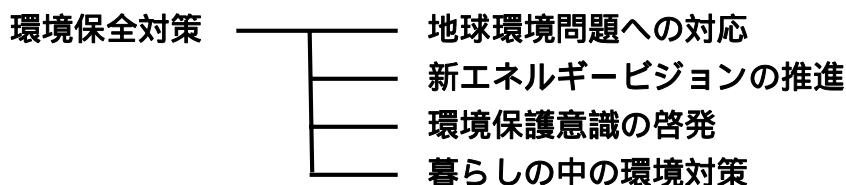
【 1 】 環境にやさしい循環型社会の構築

[1] 環境問題

{ 1 } 環境保全対策

(現状と課題) 地球温暖化をはじめとする環境問題に対する取り組みは、市民・事業者・行政を問わず、より具体的、積極的に推進していく必要がある。化石エネルギーに依存した現在の社会から脱却し、「*低炭素社会づくり」を進めることが必要となっている。二酸化炭素等の温室効果ガス削減の観点からも、新エネルギーの積極的な導入が求められている。リサイクルをはじめとする*3Rの推進や自然と人との共生など、環境にやさしい*循環型社会を実現することが求められている。環境負荷を軽減させるためには、消費活動における対策も重要となることから、消費者に対する意識の向上を図り、消費者自らも環境を大切にした行動が求められる。

(施策の方向)



(1) 地球環境問題への対応

1. 熱海市は、「*地球温暖化対策実行計画」を見直し実践するとともに、各企業に対しては*ISO14001 や*エコアクション2.1等の認証取得などを通して、環境問題について取り組むよう啓発する。
2. 地球温暖化の原因のひとつである二酸化炭素を吸収する働きを持つ森林の保護・育成を促進する。

(2) 新エネルギービジョンの推進

1. *熱海市環境基本計画に基づき、行政自らが事業者、消費者として新エネルギーの導入等環境保全活動を積極的に推進する。
2. 公共施設、事業所、一般家庭における太陽光発電等の新エネルギーの導入を積極的に推進する。

(3) 環境保護意識の啓発

1. 市民一人一人の省資源・省エネルギーに対する意識の向上を図るとともに、低炭素社会づくりに向けての啓発に努める。
2. 幼児から環境保護意識を持つ事ができるよう、学校等での環境教育を促進する。

- 3 海岸、河川、あるいは山林の整備にあたっては、「潤いのある水辺環境」や「小鳥がさえずる森づくり」へと整備を進め、市民が身近な場所で自然と親しめる、水と緑の豊かな環境をつくる。

(4) 暮らしの中の環境対策

1. 簡易包装された商品の選択等ごみ減量活動を促進し、環境に配慮した行動を心掛けるよう啓発する。
2. 消費者に対し、グリーン購入を幅広く認知してもらうとともに、協力を得られるよう普及啓発に努める。(再掲、P46)
3. ごみを減らし、資源を大切に作る取り組みとして、事業者と連携を取りながらマイバッグ運動を継続し、より多くの人の協力を得ていく。
4. リサイクルBOXの設置などにより、資源を有効に回収する。

***低炭素社会**：地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会

***3R**：リデュース(reduce 廃棄物の発生抑制)、リユース(reuse 再使用)、リサイクル(recycle 再生利用、再資源化)の頭文字をとった言葉。環境にできるだけ負荷をかけない循環型社会を形成するための重要な標語であり考え方

***循環型社会**：環境への負荷が大きい「大量生産、大量消費、大量廃棄型」の社会を見直し、省資源、省エネルギーに心掛けながら、資源を再使用、再利用するなどの循環利用により、環境に負荷をかけず、環境への調和をめざしていく社会のあり方。

***地球温暖化対策実行計画(熱海市役所の地球にやさしいオフィス21)**：事業者や市民等に地球温暖化対策に向けた取り組みの実行を求めると同時に、市自ら率先して温室効果ガスの排出抑制を推進していくために必要な行動を示した計画。

***ISO14001**：電力使用量の削減やごみの排出量の抑制など、環境保全に取り組むときの企業システムのあり方を定めた国際規格。企業は、環境保全の目標を掲げ、取り組み、そして達成状況を専門機関に報告し、専門機関は規格に基づき審査する。

***エコアクション21**：エコアクション21は、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度

***熱海市環境基本計画**：本市の環境上の課題や、方針をできるだけ数値目標で設定し、その目標を達成するための具体的なプログラムを示した計画。

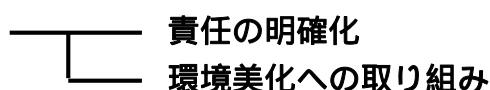
[2] 廃棄物処理

{ 1 } 環境美化への責任と認識

(現状と課題) 家電や自動車をはじめ各種のリサイクル法が整備されてきたが、その反面で不法投棄などの不適正な処理が、年々増加している。廃棄物減量化や資源化を進めていくためには、そこに住んでいる人、働いている人など、それぞれの責任を認識することが必要である。快適な生活環境や観光地にふさわしい景観を保つためには、市民はもとより観光客の環境美化意識の向上を図って行く必要がある。

(施策の方向)

環境美化への責任と認識



(1) 責任の明確化

- 1 . 警察、県等関係機関と協力し、引き続き不法投棄の取り締まりを実施することにより、廃棄物の適正な処理を図る。
- 2 . 「*拡大生産者責任」の考えに基づき過剰包装の自粛、再生資源の利用などの取り組みを促進する。
- 3 . 空き缶の散乱防止のため、キャンペーンの実施や初島における*デポジット制度の充実を図っていく。
- 4 . 事業系ごみについては、自己搬入の徹底を図ると同時に、再生利用などを行うことにより、減量に努めるよう要請する。

(2) 環境美化への取り組み

- 1 . 環境に対する市民・事業者への理解、協力を要請するとともに、市民一人一人の日常生活や事業所活動における環境美化意識の向上を図る。
- 2 . 花によるまちづくりを推進し、ごみを捨てにくい美しいまちをつくる。
- 3 . たばこの吸殻や空き缶など、ごみの無い街づくりを市民とともに進める。

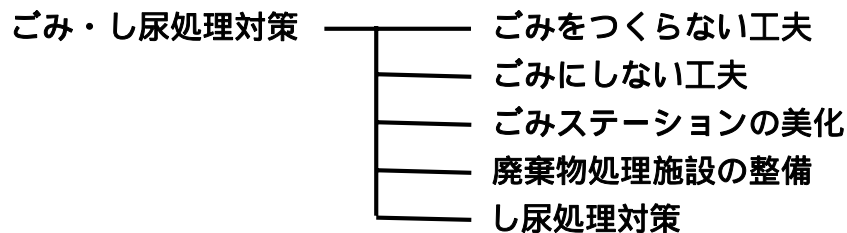
*拡大生産者責任：生産者の責任を製品の製造・流通時だけでなく、製品が廃棄され処理・リサイクルされる段階まで拡大する考え方。

*デポジット制度：一定の金額を預かり金（デポジット）として販売価格に上乘せし、製品（容器）を返却すると預かり金を消費者に戻すというしくみのこと。

{ 2 } ごみ・し尿処理対策

- (現状と課題) ごみの総排出量は近年減少の傾向にあるが、これをさらに減らし、省資源、省エネルギー、人と自然との共生など地球的規模の課題に取り組むためには、市民一人一人の行動と、家庭や地域、事業所も含めた社会全体の取り組みが不可欠である。
- 快適な生活環境を確保するとともに観光資源でもある美しい景観を保つため、ごみの出し方や収集の仕方など、ごみステーションについて見直しや新しいルールづくりが求められている。
- ごみの焼却施設、焼却処分したごみの最終処分場、ごみを焼却した後の灰を資源として再利用するための溶融施設など廃棄物処理施設は、建設やその後の管理、運営に広大な用地や多額の経費が必要となるため、広域化や処分方法の検討など効率的に整備、利用する必要がある。
- 現在の熱海市大黒崎し尿処管理センター（昭和57年4月稼動）は老朽化が進み、今後の建設やその後の管理、運営に広大な用地や多額の経費が必要となるため、広域化や処分方法の検討など効率的に整備、利用する必要がある。

(施策の方向)



(1) ごみをつくらない工夫

1. 製造、販売業者に対して、包装の簡略化や容器の再利用、リサイクルが容易な製品への転換を引き続き要請する。
2. 販売業者の協力を得て、マイバッグの買い物客に対するサービスの強化など「マイバッグ運動」の普及に努める。

(2) ごみにしない工夫

1. ごみの再資源化を促進するために、市民の協力を得て、資源として再生する回収品目の更なる拡大、細分化に努める。
2. 子ども会や町内会等が実施している廃品回収事業を引き続き支援し、集団回収の充実と拡大を図る。
3. 生ごみの自己処理を推進するため、生ごみ処理機器の普及を図るとともに、生ごみ堆肥利用のネットワークの構築や廃プラスチックのエネルギー化、再資源化について検討する。
4. 生ごみ処理機器等を利用してできた堆肥については、市内の花壇や公園、学校等で積

極的に使用するとともに、民間の協力を得て、有効的な活用方法を検討する。

- 5 . 効果的なごみの減量をめざし、粗大ごみ等の有料化を進める。
- 6 . 行政、企業が中心となって廃棄物の再資源化をめざす、地域での*ゼロ・エミッションのしくみづくりを検討する。

(3) ごみステーションの美化

- 1 . ごみの排出状況や維持管理の好ましくないステーションの指導等、環境衛生に配慮した、きれいで清潔なごみステーションの美化に努める。
- 2 . 釣り客、海水浴客など観光客へのごみの持ち帰りを徹底するとともに、公共の場所にあるごみ箱の美化に努める。
- 3 . 効率的な収集体制ときれいで便利なごみステーションづくりをめざし、場所や収集時間の見直しを検討する。

(4) 廃棄物処理施設の整備

- 1 . 既存の廃棄物処理施設については、周辺環境の保全に努め、耐用年数の延長を図るために、効率的な管理運営を図る。
- 2 . 新たな廃棄物処理施設の整備については、県や近隣自治体と連携をとり、広域的な処理体制を検討する。

(5) し尿処理対策

- 1 . し尿等処理施設については、近隣自治体と協力して広域的な整備を進めていく。

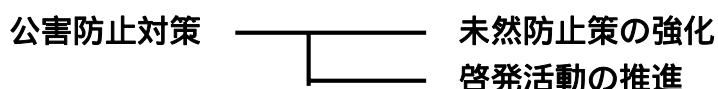
***ゼロ・エミッション** : ある産業の生産工程から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用する完全循環型の生産システム。

[3] 公害防止

{ 1 } 公害防止対策

(現状と課題) 公害は、一度発生してしまうとその対策や防止に多くの時間と費用がかかってしまうため、未然防止対策及び指導を行う必要がある。
本市の環境問題は、自動車交通量の増大による大気の流れや生活排水による海や河川の汚れなど、日常生活と結びついた都市・生活型公害である。
市民の快適な環境への関心が高まり、苦情についても多種多様となっていることから、迅速な問題解決が求められている。
ダイオキシン類など、いわゆる環境ホルモンが、人間をはじめ生物全体に有害な影響をもたらすおそれがあることが指摘されている。

(施策の方向)



(1) 未然防止策の強化

1. 「公共下水道接続改造費助成制度」等を活用して、公共下水道への接続を促進する。
2. 下水道整備区域外での合併処理浄化槽の切り替えを図り、河川や海の汚濁防止に努める。
3. 公害を未然に防ぐため、大気、水質、悪臭等の変化を監視し、指導に努める。
4. 公用車の削減と低燃費、低公害車への切り替えに取り組むとともに、地球にやさしい車の普及、啓発に努める。
5. 大規模施設の建設などに際して、予想される公害について指導強化に努める。

(2) 啓発活動の推進

1. 地域住民が主体となった生活排水の浄化活動を進めるために、洗剤を適正量使うなど、各家庭での取り組みを啓発する。
2. 大気汚染や地球温暖化防止のため*エコドライブや*カーシェアリングに関する情報を積極的に提供していく。
3. 地球温暖化防止のため、自家用自動車の利用からバスや鉄道をはじめとする公共交通機関を利用するよう啓発する。
4. *カーナイダーの実施を全市的な運動に高めるよう啓発するとともに、事業所に協力を求める。

*エコドライブ：アイドリングストップ等、環境に配慮した自動車の運行を行うこと。

*カーシェアリング：地域社会で温暖化防止対策の一環として始まっているもので、複数の

人が車を共同利用するというもの。

***カーナイダー**：熱海市において、毎月 10 日、20 日、30 日に自家用車の利用を控え、公共交通機関を利用することにより、排出ガスによる大気汚染の軽減を図ろうとする取り組み。

[4] 環境衛生

{ 1 } 清潔な暮らし

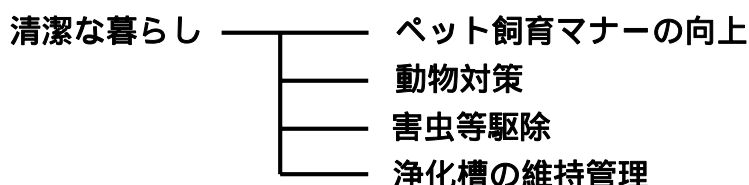
(現状と課題) 放し飼いや糞の後始末などペットに関する苦情は依然として多く、飼い主のマナーの向上が求められている。

人に不快感を与え、多くの伝染病を媒介するねずみ族・昆虫の効果的な駆除対策が求められているほか、飼い主の判明しない猫などへの対策が必要となってきた。

未清掃の浄化槽からの放流水は、水質汚濁や悪臭の原因となっているため、浄化槽を設置している家庭及び事業所に対し、適正な維持管理を求める必要がある。

近年スズメ蜂による被害や問い合わせが増加している。

(施策の方向)



(1) ペット飼育マナーの向上

1. ペットを飼い始めた人、今後飼う予定の人を対象にした講習会を拡大し、すでに飼っている人も含めたペット飼育マナーの向上を図る。
2. 小学生対象に触れ合い教室等を実施し、動物愛護及び飼育についての啓発を行う。

(2) 動物対策

1. カラスや猿などによる被害を防ぐため、動物に関する知識の普及を図る。
2. 飼い主の判明しない犬、猫の繁殖を防ぐため、去勢手術等の助成制度の利用を促進し、繁殖防止に努める。

(3) 害虫等駆除

1. 地域住民が行う、ねずみ族・昆虫の駆除に対し、適正な薬品の配布や器具の貸出し、使用方法の指導を行う。
2. スズメ蜂等の駆除に関する適切な対応方法などの情報提供をしていく。

(4) 浄化槽の維持管理

1. 浄化槽の使用者等に対し、県等の関係機関と連携し、法定検査、清掃、点検保守の実施を積極的に促す。

3. 教育・文化部門（素案）

【教育・文化部門】

[1] 生涯にわたる「学び」の支援

{ 1 } 豊かな心を持つ人づくり

(現状と課題) 地球温暖化などの環境問題等の社会的な変化により、生涯学習に対するニーズが多種多様なものになっている。市民自らが気軽に楽しく学べるよう、学習機会の拡大と内容の充実が求められている。

*生涯学習施設等は、豊かな心を持つ人をつくるうえで重要な役割を担っており、機能の充実、情報化への対応、利便性の向上が求められている。

市民教室、市民大学等を開講しているが、市民の多様な要望に対応できる幅広いカリキュラムの提供が求められているため、人材バンクを利用した幅広い人材の活用が求められている。

誰もが生涯において、自発的に、いつでもどこでも学べる機会を設け、さらに、自分の持つ知識を誰かに教えたいという希望を持つ市民がその知識を還元できるような生涯学習社会の構築に向けて、推進体制を確立する必要がある。

(施策の方向)

豊かな心を持つ人づくり ─┬─ 生涯学習機会の充実
└─ 生涯学習施設の充実

(1) 生涯学習機会の充実

- 1 . 生涯学習活動において、学んだ成果を社会の中で活かすことができるよう、人材バンクへの登録と活用を、広報等を通じて積極的にアピールし、生涯学習ボランティアの活動の場を拡大する。
- 2 . 各種講座、講演会の内容、時間等については、市民のニーズに配慮するとともに、誰もが参加できるような環境づくりを推進していく。
- 3 . 文化、スポーツ、趣味等の多様な交流機会をつくり、その活動内容のアピールを行い、生涯学習活動の指導者の養成や誰もが積極的に参加できるグループの育成を図るとともに、地域の人材の活用を促進する。
- 4 . 社会教育団体及び文化団体の育成とともに、団体の主体的な活動を支援する。
- 5 . 熱海市生涯学習推進大綱の進捗状況を検証・評価し、その成果と課題を踏まえ、循環型生涯学習社会を構築する。

- 6 .人材バンクの活用や民間事業者や大学等、生涯学習に関わる様々な機関と連携し、生涯学習情報の一元化により、生涯学習環境の充実を図る。
- 7 .相手を思いやる心を育てる人権教育を学校や生涯学習講座にて推進するため、市民・企業・行政が一体となった意識啓発、関係団体との協力体制の強化を進める。

(2) 生涯学習施設の充実

- 1 .誰もが利用しやすいように*ユニバーサルデザインによる施設の整備・改修を推進する。
- 2 .地域の人が身近に活動できる場として、公民館の整備とともに、地域の集会所等の活用や、学校施設の管理体制を整え、学校開放を進める。

*生涯学習施設：図書館や公民館、「少年自然の家」などの社会教育施設を指す。

*ユニバーサルデザイン：障害の部位や程度によりもたらされるバリア（障壁）に対処するのがバリアフリーデザインであるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方。

{ 2 } 図書館

(現状と課題) 現在の図書館施設は、賃借物件であるため、今後市民、有識者などから意見をいただき、財政事情を考慮しながら、P F I 事業等での新図書館建設の検討をしていく必要がある。

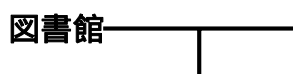
図書館は市民の知る権利を守り、地域住民のくらしや、学習、仕事、市民活動などに必要な情報を提供し、支援する拠点施設としての役割を担っている。

年代を問わず、読書離れ・活字離れが懸念されているが、読書はすべての学習活動の基本であり、生きる力を身につける上で欠くことのできないものである。

幼児期から本との出会いを大切にし、読書習慣の育成と、生涯にわたり読書を通して人生をより豊かなものとするため、あらゆる機会を通して読書に親しむことを推進する必要がある。

(施策の方向)

図書館



誰にも楽しめる図書館づくり
貴重な図書館資料の保存と活用

(1) 誰にも楽しめる図書館づくり

- 1 . 図書館施設の整備のみならず、その運営を含め、P F I 事業での実現可能性を検討し、新しい図書館のあり方についての方向性を決定していく。
- 2 . 県内公立図書館等とのネットワークを活用し、情報提供や相互貸借を図るとともに、学校図書館とのネットワーク化を推進する。
- 3 . 図書館のホームページを充実し、図書館からの情報発信や、電子資料、各種データベースなどの提供を拡充し、*ビジネス支援等を含めた*レファレンスサービスの充実に努める。
- 4 . 求められる資料レベルを把握し、専門的な情報の要求にも応えられるように蔵書の充実と職員の資質・能力向上を図り、地域の特性を生かした「個性ある図書館」を目指す。
- 5 . 市民が親しむ図書館を目指し、生涯学習の拠点としての図書館作りに取り組むとともに、専門的な知識や経験のあるボランティアの協力を得る市民参加型の図書館を目指す。
- 6 . 「熱海市子ども読書推進計画」に基づき、学校、幼稚園、保育園、家庭、地域と連携し、子どもの感性や想像力が豊かに育まれるよう読書活動を推進するとともに、出産、育児、家庭教育等子育てに関する資料の充実を図る。
- 7 . 移動図書館（ブックバス）利用者のニーズを把握し、巡回場所等を見直し、利用の拡大を図る。特に学校や介護施設などに配慮し、学校司書や施設職員と連携を図るとともに、図書館を直接利用することが難しい高齢者などへのサービスを充実する。

(2) 貴重な図書館資料の保存と活用

- 1 . 郷土資料・行政資料・地域に関係深い事項（温泉・観光等）については特に留意し、資料の収集、整理、保存に努める。
- 2 . 貴重な図書館資料の展示・公開などの活用を図り、まちづくり活動やふるさと熱海の見直しなどに利用できるようにする。

[2] 家庭・地域・学校の連携

{ 1 } 次代を担う人づくり

(現状と課題) 青少年が健やかで心豊かな人間として成長するには、生活全体を通して適切な教育が行われることが大切であり、家庭や地域社会の役割がますます重要になっている。

より豊かな社会を築くために、家庭・地域・学校が連携し、教育環境の充実を目指す必要がある。

家庭教育において親の果たす役割を支援するために、様々な教育講座等での学習機会の充実と情報の提供を図る必要がある。

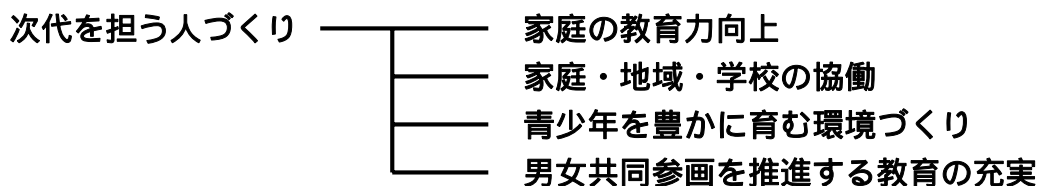
少子化、核家族化、両親の共働き等により、子どもが家庭で独りになることが多くなっており、放課後における子どもの「居場所づくり」が課題になっている。

青少年犯罪や青少年に対する犯罪が社会問題となっている為。地域全体で子どもを守り、育む体制や環境づくりを推進する必要がある。

男女がお互いを尊重し、ともに参画する社会を創造していくことが求められている為、人間としてお互いを尊重しあう教育、いわゆる人権教育の推進が必要となっている。

学校施設は、地域コミュニティの拠点施設であるとの考え方から、地域の人々の意見を踏まえながら、学校が有する人的資源の投入や施設の開放により、地域での活動・学習ニーズに応える必要がある。

(施策の方向)



(1) 家庭の教育力向上

- 1 . 人間形成における「親の役割」「親子のふれあい」の重要性について一層の啓発を図る。
- 2 . 出産前の親を対象にした両親学級、乳幼児検診や就学時検診を利用した子育て講座、小・中学校の保護者会等での子供の問題行動への対応方法などの親への子育てのための学習会を開催し、子供の発達段階ごとの学習機会の充実を図る。
- 3 . 家庭の教育機能を高め、子育てや「しつけ」のあり方を見つめ直すため、家庭教

育学級での取り組みを強化することや、小グループでの保護者間交流、情報提供等を積極的に推進する。

- 4 . 社会全体で子育てや家庭教育を支援するために、相談体制の整備や各相談機関との連携、協力を進める。また親に対する教育も積極的に進めていく。
- 5 . 家庭での読み聞かせや親子読書活動により、子供が本と出会い、親しむ機会づくりが積極的に行われるように、様々な機会利用して、情報提供・情報発信を行い家庭での読書活動を支援する。

(2) 家庭・地域・学校の協働

- 1 . 自然活動体験や生活体験の機会を豊富にするため、学校外活動の拠点となる社会教育、文化、スポーツ等の施設の活用を進める。
- 2 . 家庭・地域・学校で連携し、地域指導者の育成などを含め、地域に根ざした教育環境の充実を図る。
- 3 . *地域安全コミュニティ会議の活動を通じ、地域が温かい言葉や雰囲気漂う、安全なまちづくりを推進する。
- 4 . 児童虐待の防止及び早期発見と早期対応、さらには再発を防止するため「熱海市要保護児童対策地域協議会」を中心とした体制の強化を図る。
- 5 . P T A 活動のさらなる活性化のための支援を行い、P T A と学校との連携を後押しし、P T A の学校運営への協働・参画を促進する。

(3) 青少年を豊かに育む環境づくり

- 1 . スポーツ活動、レクリエーション活動、祭りなど、子どもが地域で活動ができる体制と環境づくりを進める。
- 2 . 「熱海市青少年健全育成市民会議」を中心に、青少年の育成に有害な環境の浄化活動、非行防止活動、防犯活動を推進する。
- 3 . 青少年の社会参加やボランティア活動を促進させる体制を整備し、青少年を豊かに育む環境づくりに努める。
- 4 . 自然環境を有効に活用した自然学習などの機会を増やし、青少年の交流を推進する。
- 5 . 青少年の悩みや保護者の不安に対して、安心して相談できる体制の充実を図る。
- 6 . 放課後の子どもの「居場所づくり」の視点から学童保育等との連携を検討する。

(4) 男女共同参画を推進する教育の充実

- 1 . お互いを認めあい、一人一人が個性や能力を發揮できる社会を目指し、「男女共同参画基本計画」の見直しを検討し適切な対応を図る。
- 2 . 相手を思いやる心を育てる人権教育を学校や生涯学習講座にて推進するため、市民・企業・行政が一体となった意識啓発、関係団体との協力体制の強化を進める。

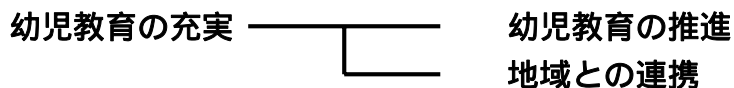
(再掲、 P 2)

[3] 幼児からの教育の推進

{ 1 } 幼児教育の充実

- (現状と課題) 社会情勢の変化にともない、幼稚園、保育園、小学校の連携を進めるとともに、地域の幼児教育の中核としての機能充実を図り、子育て支援を推進する必要がある。
- 幼児の発達に即した特色ある教育、地域に開かれた教育が求められている。
- 幼児にとって幼稚園教諭・保育園保育士の役割は大きく、それらの資質向上が求められている。
- 地域や保護者のニーズに応え、保育時間の延長や3歳児保育が進められている。
- 就学前児童の教育施設のあり方について検討を進める。

(施策の方向)



(1) 幼児教育の推進

- 1 . 幼児教育を豊かなものにするために、保護者や地域の人々がもつ技能や知識を積極的に幼児教育に取り入れる。
- 2 . 教諭・保育士がその教職経験と職能に応じた適切な時期に、必要な研修に参加できるように、環境整備を進める。
- 3 . 幼児・児童の遊び場を確保するため、幼稚園閉園時における園庭の有効活用を進める。
- 4 . 「幼児教育振興プログラム」に基づき、地域に根ざした幼児教育の推進を図る。
- 5 . 幼稚園運営の弾力化を図り、「親と子の育ちの場」としての幼稚園の役割やあり方を検討し、その改善を進めていく。
- 6 . 幼児教育、保育のニーズが多様化する中で、地域の幼児教育の中核としての機能充実を図り、子育て支援を推進する。
- 7 . 幼稚園、保育園から小学校への入学が円滑に出来るよう、幼稚園、保育園と小学校の連携を推進するとともに、人的交流や合同研修を積極的に進める。
- 8 . 幼稚園教諭や保育園保育士の資質・専門性の向上を図るため、研修や研究発表会への相互での参加を推進する。
- 9 . 「熱海市子ども読書推進計画」に基づき、子どもの感性や想像力が豊かに育まれるよう読書活動を推進する。
- 10 . 発達障害や心身障害等のある就学前児童に対し一貫した教育的支援を進めるため

に幼稚園、保育園、小学校、中学校及び保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化を図り、地域、ケースに即した支援の充実を進める。

(2) 地域との連携

1. 保護者への情報提供と相談体制の充実を図り、家庭との連携を一層充実する。
2. 幼児は、家庭や幼稚園・保育園を中心にして、地域社会との関わりを持ち、育まれていくため、幼稚園・保育園は、地域との相互交流を深めながら、特色ある幼児教育をめざす。

{ 2 } 学校教育の振興

(現状と課題) 子どもたちが夢を持ち、自ら考え、目標に向かってたくましく生きていくことができる力をつけるために必要な基礎、基本の力である、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい心身」の育成を図るために、魅力ある学校・授業づくりが必要である。

学校に関わる全ての人に開かれた学校を目指し、学校からの情報発信、地域行事への児童・生徒の参加、学校行事への地域住民の参加等を通じて学校と地域・家庭との連携を一層充実し、創意と魅力ある地域に開かれた学校経営の推進を図る必要がある。

***特別支援教育**のあり方の検討を進めるとともに、一人ひとりの子どもに応じた教育内容の充実に向けて、校内体制の整備、保健医療・福祉等の連携強化を図る必要がある。

不登校やいじめ、児童虐待の予防・早期発見・問題解決のために関係諸機関との連携を密にするとともに、不登校児童・生徒を対象とした***適応指導教室**を充実させる必要がある。

子どもたちが多くの時間を過ごし、また地域の防災拠点である学校施設の早期耐震化と管理に計画的に取り組むとともに、地域や学校に応じた安全管理体制の確立、防犯教育の充実が必要である。地域社会が人材を育てるという観点から、就学奨励のための育英事業基金を拡充させていく必要がある。

本市が誇る自然や伝統と、文化に対する関心や理解を深めるため、各教科や総合的な学習の時間等を通じて歴史的文化財の探訪等の体験学習等をさらに推進する必要がある。

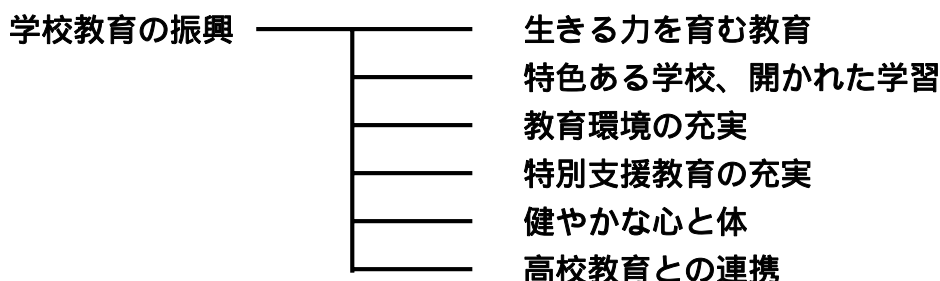
新型インフルエンザ等の感染症予防のための保健指導を充実するとともに、教育活動を通じた体力の向上を図る必要がある。

少子化の進行等に伴い、現在行っている小規模校での取り組みを生かしながら、幼稚園、小学校、中学校について適正規模・適正

配置を進めていく必要がある。

教員が子どもと向き合う時間を充実させるため、その環境整備にむけて、学校事務の改善を図る必要がある。

(施策の方向)



(1) 生きる力を育む教育

- 1 . 基礎・基本の確実な定着と自ら学び、自ら考え、正しい判断ができる力としての「確かな学力」の育成を推進する。
- 2 . 体験を通して主体的に学ぶことを大切に、自然教室、集団宿泊生活やボランティアなどの活動を充実させる。
- 3 . 相手を思いやる心を育てる人権教育を推進する。
- 4 . 幼児から高齢者までのあらゆる世代の相互理解を深めるために、学校施設と福祉施設の併設の検討や、子どもと高齢者などの訪問交流を図る。
- 5 . 学校だよりやホームページ等で情報を積極的に発信するとともに、地域に意見を求めながら「地域に開かれた学校」を目指して、子どもたちの実態にあった教育を進める。

(2) 特色ある学校、開かれた学習

- 1 . 子どもの体験活動を充実させるために、教職員による研究、児童・生徒の学校外活動や*ゲストティーチャーなどの活用を支援する。
- 2 . 地域におけるスポーツ指導者や伝統文化継承者など、地域の協力を得て、道徳教育、部活動、自然体験学習等の学校教育活動を展開する。
- 3 . 自然や伝統と文化に対する関心や理解を深めるため、各教科や総合的な学習の時間等を通じて歴史的文化財の探訪等の体験学習等に取り組む。
- 4 . 外国人英語助手の活用等の指導形態の工夫や教材開発を進める。
- 5 . 次代を担う子どもたちの自然体験や社会体験等の体験活動の充実に努め「生きる力」の育成を目指す。

(3) 教育環境の充実

- 1 . *指導方法の改善を図り、子ども達の個性や能力に応じた柔軟できめこまやかな指導体制を作る。
- 2 . 児童・生徒数の推移にともない、現在行っている小規模校での取り組みを生かし

- ながら、幼稚園、小学校、中学校について適正規模・適正配置を進める。
3. 耐震診断の結果を踏まえ、学校施設の耐震化を速やかに実施する。
 4. 生活安全・交通安全・災害安全や防犯に関する知識・技能の習得を図り、自ら身を守ることができるように指導を進める。
 5. 情報教育や情報機器の整備を進め、新しい情報技術を身につけ効果的な活用ができるようにする。
 6. 学校図書館の充実を図るために、司書の配置増や蔵書の充実を図る。
 7. 学校図書館のデータベース化を進め、学校相互及び市立図書館との連携が行えるような環境づくりを進める。
 8. 県や市教育委員会の指導主事・教科指導員の学校訪問を計画的に進め、研究指定校、市主催の研修を充実させ、教職員の資質向上に努める。
 9. 地域社会が子供たちを育てるという考え方に基づき、育英事業基金の総額及び貸付金額を増額し、貸付要件も見直しを行い、さらなる制度の充実を図る。
 10. 学校施設をユニバーサルデザインに対応したものに改修していき、障害を持った児童・生徒のみならず、学校開放などを考慮して誰もが使いやすい施設とする。

(4) 特別支援教育の充実

1. 障害をもつ子どもとわけへだてなく学習できる特別支援教育を進めるため、子どもたちや保護者に対して、この教育の必要性を促し、認識を高めていく。
2. 一貫した教育的支援を進めるために幼稚園、保育園、小学校、中学校及び保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化を図り、障害のある子どもそれぞれに即した支援の充実に努める。
3. *特別支援学校、*特別支援学級及び*通級指導教室に通学する幼児・児童・生徒の通学負担を軽減するために、財政的な支援を検討する。

(5) 健やかな心と体

1. 児童・生徒の心の問題に対応するため、スクールカウンセラー等による相談体制の強化や、不登校児童・生徒のための適応指導教室の充実を図る。
2. 健康的な生活を送れるよう、児童・生徒に対し、食事、運動、休養、睡眠等規則正しい生活習慣を確立するための取り組みの充実を図る。
3. 互いに信頼しあえる人間関係づくり、命の大切さ、規範意識の向上、情報モラル、耐える力の育成等を重視した道徳教育を推進する。
4. 命の大切さや正しい性の知識を身につけさせる性教育を推進する。
5. 子どもたちに運動の喜びや楽しさ、充足感を引き出す指導者を育成し、体力や運動能力の向上を目指す。
6. 心身の健康に重大な影響を及ぼす児童・生徒の飲酒、喫煙、薬物の乱用を防止するために、家庭や地域、関係機関と連携した指導を進める。
7. 新型インフルエンザ等を含めた感染症予防のための保健指導を充実するとともに、健康危機管理体制の充実を図る。

(6) 高校教育との連携

- 1 . 幼稚園・小学校・中学校・高等学校教員が相互に交流し、授業や研修を積極的に実践する。
- 2 . 市内唯一の高校教育の場である熱海高校については、さらなる教育環境の充実を図るため、市と地域が連携して全面的支援を行なう。
- 3 . 熱海高校の通学路としても利用できる、さくらの名所散策路整備事業の早期実現をめざす。

***特別支援教育**：障害の種類や程度に応じ、特別支援学校や特別支援学級において、より多くの支援を行う教育に加え、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、自閉症の子ども達に対しても、個を尊重した適切な教育的支援を行う教育。

***適応指導教室**：市役所第二庁舎4階に「あすなる教室」として設置。

***ゲストティーチャー**：先生以外に、スポーツや伝統文化、歴史等を教える地域の指導者等。

***指導方法の改善**：チームティーチング（複数の教師による授業）や少人数指導などの授業形態を変える事により、子どもとの対話を充実させ、きめ細やかな指導をする。子ども個々の存在がクローズアップされるなどの利点がある。

***特別支援学校**：従来の盲学校、聾学校及び養護学校のこと。

***特別支援学級**：従来の特殊学級のこと。第一小学校、多賀小学校、熱海中学校、多賀中学校の4校に設置。（熱海中学校を除く3校には情緒クラスも設置。）

***通級指導教室**：第二小学校に「ことばの教室」として設置。

[4] 豊かなこころを育むための文化振興

{ 1 } 受け継ぎ、守り、振興し、次代へ受け渡す文化

(現状と課題) 市内には、国の重要文化財である「旧日向別邸」等の由緒ある別荘や旧居など、貴重な建物が多く残っており、これらを整備、保存、活用していく必要がある。

生活様式の変化や少子高齢化の進展、人口減少などの要因から、地域の風俗慣習、民俗芸能及び伝統技術などが失われつつある。このような状況下で、長く伝えられてきた伝統文化を保存し、継承していく必要がある。

文化施設のユニバーサルデザインへの対応が求められている。

「熱海市史」は、発刊されてから長い期間が経過しており、早期に増補編の刊行が望まれている。

歴史的・芸術的な文化が多く存在する熱海市において、市民がこれらの文化に造詣を深め、地域に根付いた文化活動がより活発に行われるように働きかけていく必要がある。

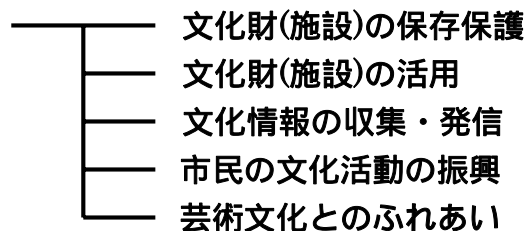
その時代にふさわしい魅力ある文化の創造を推進していくために、創造性あふれ文化活動に熱意を持つ人材の育成を図っていく必要がある。

文化情報の提供や文化活動の発表の場を充実させるとともに、その活動の中心である各種文化団体の活動への支援が求められている。

市民の期待に応えるため、文化施設の学芸員やボランティア等の資質を向上させるとともに、市民に身近で親しめる文化的環境を作っていく必要がある。

(施策の方向)

受け継ぎ、守り、振興し、
次代へ受け渡す文化



(1) 文化財(施設)の保存保護

1. 日本に唯一現存するブルーノ・タウト設計の建築物である「旧日向別邸」については、先ずその保存のために必要な整備を進めていく。

- 2 . 文化施設の保存活用については、計画的な整備を図りながら、活用していく。また、その文化価値を損なわずにユニバーサルデザインへの対応も検討する。
- 3 . 文化財の重要性と歴史的価値等に対する市民の理解を深めるとともに、貴重な伝統芸能である「鹿島踊り」等の記録・保存・継承のための支援を積極的に進める。
- 4 . 発掘された埋蔵文化財についての調査を行い、保存及び展示できる施設の整備を検討していく。
- 5 . 文化財(施設)の調査と保護を充実させるため、ボランティア組織づくり等の体制の強化を図る。
- 6 . 自然やまちなみ等、歴史的価値を有する郷土の景観の保護に努める。

(2) 文化財(施設)の活用

- 1 . 観光資産としての利用を促進するために、季節に合わせた企画展示を行うとともに、公設・私設を問わず文化施設と連携し、文化施設巡りパスポートを発券するなど、ソフト・ハード両面での活用方法を検討し活用を図る。
- 2 . 市指定の文化財や記念物について保存・調査研究を進め、展示などによる活用を図る。
- 3 . 市民が郷土の歴史文化を学ぶうえで、市が所有する文化資料等の提供など学習活動の支援を積極的に行う。
- 4 . 「熱海市史」の編さん業務は、大きな事業費と長い期間を要するため、現況においては継続して資料の収集・整理に努めるとともに、市史編さん室の体制や今後の方向性を検討する。

(3) 文化情報の収集・発信

- 1 . 熱海独自の文化資源（文化財・芸妓文化・温泉文化等）を多角的に情報発信し、観光資源として生かし、地域の活性化を図る。
- 2 . 熱海ゆかりの著名な作家や芸術家等についての資料収集を推進していく。
- 3 . 新たな視点に立って、歴史的、文化的に価値のある有形、無形の資源を収集、発掘する。

(4) 市民の文化活動の振興

- 1 . 各種文化団体の活動支援とネットワーク化を行うとともに、市民の自主的な文化活動の支援を継続して行う。
- 2 . 市民の文化活動の成果を発表、展示する場として、公共施設及び民間施設等の開放など市民が利用できるスペースの確保を行う。
- 3 . 市民の文化活動の発表の場の拠点となり、さらに演劇・音楽等が鑑賞できるホールの建設を検討する。
- 4 . 市民の自発的な文化活動の振興を図るため、文化活動に熱意を持つ人材の育成、支援を行う。

(5) 芸術文化とのふれあい

- 1 . 幅広い世代が親しめる企画展等を開催し、優れた芸術文化に触れる機会の充実に努める。
- 2 . 学校教育との連携を深め、総合的な学習の時間に対応した芸術教育活動の普及を図ることや、郷土の歴史、文化、自然等を学ぶ学習活動を充実する。
- 3 . 文化施設等で活動する文化ボランティアの育成に努めるとともに、情報交換などにより支援体制を整備する。
- 4 . 市内文化施設の案内看板等を設置し、アクセスの利便性を図る。

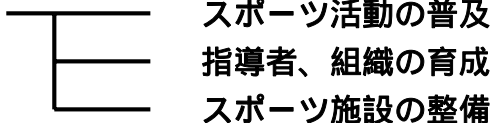
[5] スポーツ活動を通じた暮らしの充実

{ 1 } 市民一人1スポーツの推進

(現状と課題) 余暇時間の増加にともない、気軽なウォーキングから本格的な競技に至るまで、生涯スポーツのニーズが高まっている。
幼児期から高齢期まで、いつでもスポーツを楽しめるよう、施設の整備や指導者の育成など、スポーツ環境を整え、生涯スポーツを推進する必要がある。
市民の週1回以上のスポーツ実施率の向上を図るため、子どもの時からスポーツを楽しむ心を育て、心と体をきたえる生涯スポーツへと発展させることが望まれている。
地域住民が主体となって運営していく「総合型地域スポーツクラブ」の創設と育成を支援していく必要がある。
熱海市出身のスポーツ選手が全国大会等において活躍することは、多くの市民に夢と誇りを与えるものであり、またそれは市民がスポーツ活動に積極的に参加する意識を高揚するものである。そのため競技者への支援が求められている。
「姫の沢公園スポーツ広場」の利用者の拡大及び利便性の向上のため、夜間照明設備の整備が求められている。

(施策の方向)

市民一人1スポーツの推進



スポーツ活動の普及
指導者、組織の育成
スポーツ施設の整備

(1) スポーツ活動の普及

1. 「市民一人1スポーツ」実現のため、スポーツ施設の状況や教室、競技大会の開催などのスポーツ・レクリエーション活動の情報を、インターネット等を利用して発信し、誰もがスポーツに親しめるように努める。
2. 本市の今後のスポーツ活動の指針となる、長期的、総合的な視点に立って「熱海市スポーツ振興基本計画」を策定し、スポーツの振興に努める。
3. 子どもが、好きなスポーツを選択できるよう、子どもを対象とした教室等の開催を各種スポーツ団体等に働きかける。
4. 健康づくりを含めたスポーツの適切な指導や相談、個々のプログラムづくりのできる専門指導員の配置など、指導、相談体制の充実を図る。
5. 「地区体育祭」に代表される地域ぐるみのスポーツ活動に積極的に参加、応援できるように働きかける。

6. 「陸上教室」「熱海市民駅伝競走大会」を通じ、地域に根付いた人材を育成、活用し、競技人口の拡大、選手の発掘、強化を図り、「静岡県市町対抗駅伝競走大会」への積極的な参加と成績向上を図る。
7. 「いつでも、どこでも、だれもが」気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブの創設に向けた取組を進める。

(2) 指導者、組織の育成

1. 各競技団体は、スポーツ少年団の育成、活動の推進を図る。
2. 各競技別スポーツの普及発展に即応できる*公認スポーツ指導者をはじめ、地域の指導者を積極的に活用し、地域に密着した指導者の養成を図る。
3. 地域のスポーツ振興の推進役である「熱海市体育指導委員」については、研修等を充実し資質の向上に努める。
4. NPO法人「熱海市体育協会」については、その財政基盤の確立を支援しながらも、早期の自立を促すとともに、「市民一人1スポーツ」の実現のために、その職員の資質の向上に努め、市民への指導が効果的・効率的に推進できるように支援する。

(3) スポーツ施設の整備

1. 身近に活用できるよう、既存の公共スポーツ施設や開放している学校施設の充実に努めるとともに、使用のあり方を検討し、使用率の向上を図る。
2. 「姫の沢公園スポーツ広場」「市民グラウンド」等のスポーツ施設の整備とインターネット等を利用した情報発信に努めるとともに、利用者の利便性の向上を図る。
3. 高齢者や障害者、子ども達が安全にスポーツに取り組めるよう環境を整える。
4. 自然の中で気軽にできるスポーツ・レクリエーションを楽しめるように、「姫の沢公園」及び「渚親水公園」「小山臨海公園」等に、ジョギングコース・ウォーキングコースの整備を進める。

***公認スポーツ指導者：**各競技別のスポーツの普及発展に即応する指導体制の確立、指導者の資質と指導力の向上、社会的な信頼確保を目的とした文部科学大臣が認定する公認スポーツ指導者制度の有資格者で、スポーツ技術等の指導を行うことができる公認指導者。

4. 産業・観光部門（素案）

【産業・観光部門】

① 観光産業

ゆっくりしたくなる温泉観光

現状と課題

観光客の長期滞在を促すために、宿泊環境を整備するとともに付加価値の高い温泉の魅力づくりが求められている。

豊かな自然資源と温暖な気候に育まれた、「梅園の梅」や「あたま桜」をはじめとする様々な特徴ある花木を観光地熱海の魅力のひとつとする必要がある。

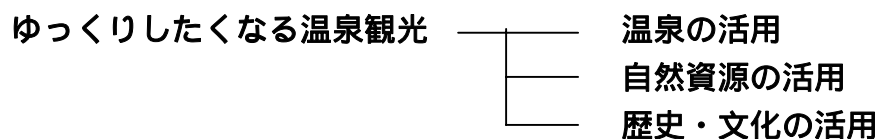
美しい山や海に囲まれていながら、季節等によってはその資源を活用しきれていないため、大切かつ有効に活用していくことが望まれる。

温泉情緒があふれ、訪れた方が地元の人々の心からのもてなしにより、心身ともに癒される湯治場が現在強く求められている。

観光客に「長く滞在したい」、「また来たい」と思われるようなまちにするためには、温泉資源の見直し・活用が求められている。

歴史的・文化的に価値の高い資源が多く存在しているが、その多くが活用しきれていない。

施策の方向



(1) 温泉の活用

1. 温泉情緒を演出するために、熱海七湯を利用したまち歩きの実施や、足湯・手湯等の湯けむり施設の設置を検討する。
2. 日本初の温泉療養施設であった「唹瀨館」の再生を目指すなど、熱海温泉のシンボルとなるような施設を創出していく。
3. 首都圏からの日帰り客や、長期滞在の連泊客にも提供できる外湯めぐりを企画し、それに対応できるよう施設の充実を推進する。
4. 温泉を浴用のみではなく、飲用やその熱エネルギーや成分を利用したハウス栽培や養魚等への多目的な利用を考案する。

5. 温泉と健康を結ぶような、温泉、食事、運動、医療をセットにした新たな湯治スタイルの企画を支援する。

(2) 自然資源の活用

1. 温暖な気候ならではの南欧香る花木の散策ルートを整備活用するなど、四季折々のフラワーツーリズムの推進を行う。
2. 日本列島で最も早く咲く「あたま桜」や早咲きが特色の「梅園の梅」を活用し、どこよりも早い春を内外にアピールし、どこよりも早い花見ツアーを推進する。
3. 「あたま桜」という貴重な資源をもとにした、菓子等の商品化をすすめることにより、熱海の新たなブランドづくりを目指す。
4. 市民・企業等と行政の役割を明確にし、合理的な体制を整え、協働作業による花のまちづくりを展開する。
5. 自然を活かした既存のハイキングコースを充実させる。
6. 海山から取れる四季折々の豊富な生産物を活用することにより、地産地消となる食の観光を推進する。
7. 夏季の海水浴利用だけでなく、美しく穏やかな海岸エリアで行う体験ツアーの推進や、砂浜を使ったビーチスポーツ大会の誘致を行うなど、貴重な自然を大切に活用にする。
8. 美しい海山の自然が身近に感じられる、まちの駅や展望広場等の施設整備を推進する。
9. 市街地に隣接した憩いと安らぎの場として林ガ丘公園の早期開園をめざし整備していく。
10. 南熱海地区の花の名所づくりとして、「さくらの名所散策路」の早期完成をめざす。

(3) 歴史・文化の活用

1. 伝統ある芸妓文化を世界に向けて情報発信し一層の活用を図るとともに、
 幫間^{ほうかん} など隠れた文化を掘り起こす。
2. 伝統芸能である熱海芸妓文化を保存・伝承していくために、湯めまちをどり「華の舞」を積極的に支援する。
3. 起雲閣や澤田政廣記念美術館などの文化的な魅力を国内外に向けて発信することで、観光振興に結び付けていく。
4. 名所・旧跡などを活用した誘客や、美術館などの文化施設の誘致を積極的に推進する。

※ 幫間（ほうかん）

別名「太鼓持ち(たいこもち)」、「男芸者」などと言い、また敬意を持って「太夫衆」とも呼ばれた。歴史は古く豊臣秀吉のお伽衆を務めたと言われる曾呂利新左衛門を祖とすると伝えられている。呼び名の語源は「太閤(秀吉)を持ち上げる」というところから転じて「太閤持ち→太鼓持ち」と呼ばれるようになったという説や、鳴り物である太鼓を叩いて踊ることからそう呼ばれるようになったとする説などがある。

主役になれる体験型観光

現状と課題

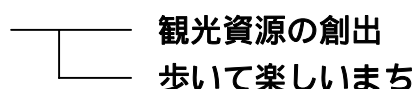
市内には、歴史的、文化的に価値の高い資源が多く存在しているが、その多くが観光資源、観光施設として活用されていない。

最大の資源「温泉」に光をあて、熱海温泉の歴史・文化を再検証していく必要がある。

参加・体験・着地型、グループ旅行の増加など、観光形態やニーズが変化し、多様化している。

施策の方向

主役になれる体験型観光



(1) 観光資源の創出

1. 歴史的、文化的に価値の高い資源を保護するとともに、歴史的背景を掘り下げることで新たな魅力を発掘し、熱海市を代表する観光資源と位置づけ、積極的に歴史文化観光ルートの開発に努める。
2. 歩いて楽しいまち歩きを推進するために、異業種交流などにより、今まで知られていなかった新しい熱海の観光資源を発見し、熱海の魅力をアップさせ「熱海ならではの」の観光を体験できるプログラムを創出する。

(2) 歩いて楽しいまち

1. 「自然」、「歴史」、「文化」、「街並み」などの地域資源、観光資源を再発見し、新しい熱海のすごし方を体験できる「熱海温泉玉手箱オンたま」などの、充実したプログラムを開発し、魅力あるまち歩きにつなげていく。

2. 熱海は、観光における最大の資源である「温泉」、「海」、「山」という豊かな自然に恵まれた観光地であり、自然や歴史文化を活かした「グリーンツーリズム」、「ブルーツーリズム」、「ヘルスツーリズム」、「ジャパニズムツーリズム」の体験プログラムを開発し、着地型観光を整備し積極的に発信することで誘客に努める。
3. 夜の熱海を演出する照明を計画的・継続的に整備し、光による風景を熱海の新しい景観として位置づけるとともに、夜景が楽しめるポイントを開発し、夜の散策ゾーンを形成する。

※ 着地型

これまでの旅行商品が都市部の旅行会社で企画・造成される「発地型」であったのに対し、旅行目的地側主導で行うこと指す。消費者志向の多様化にともない、地元の人しか知らないような穴場や楽しみ方が求められるようになり、着地型が見直されている。地元にとっても新しい観光素材を掘り起こし、都市部の旅行会社に提案する着地型が地域おこしにつながるとして力を入れている。

※ ジャパニズムツーリズム

日本の文化である温泉情緒、和食、芸妓を体験できる観光事業。

賑わいあふれる観光

現状と課題

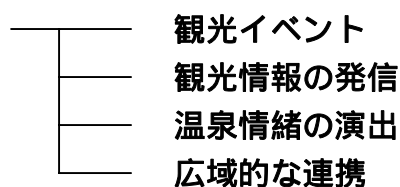
高度情報化時代の到来による情報発信の目的や手段の多様化などの変化に対応して、効果的な観光情報の発信を行い、観光客の大幅な増加を図ることが重要となっている。

熱海温泉の中心となる湯前神社・大湯間歇泉から熱海七湯周辺を、温泉情緒あふれる街と位置づけた、街路・景観・史跡・観光施設など統一した街並み整備が必要である。

国内観光客はもとよりインバウンド推進のため近隣市町村と連携し、各地域にある魅力・観光資源の広域的なネットワーク化が必要である。

施策の方向

賑わいあふれる観光



(1) 観光イベント

1. 既存の各種イベントの満足度やマーケティングの調査・分析を行い、効果的なイベントは重点的に実施し、効果の少ないイベントについては、廃止も含めた見直しを検討する。
2. 誘客に有効な新しい観光イベントが継続できる様に、専門家と協働で観光関連機関・団体のスキルアップを目指す。

(2) 観光情報の発信

1. 情報技術の進歩により、インターネットや携帯情報端末による観光情報の入手など、情報発信の多様化に対応していく。
2. 言語や年齢・性別、障害の有無に関わらず、誰にでもわかりやすいサインを整備するとともに、景観にも配慮した案内看板を推進する。

(3) 温泉情緒の演出

1. 温泉場の魅力である、「湯けむり」、「外湯」、「足湯」、「手湯」、「遊技場」等、気軽に温泉文化にふれることができる環境を整備し、大正・昭和初期のレトロ調の温泉情緒あふれる街並みを再現するよう努める。
2. 下駄や草履が似合うような道の整備により、観光客が情緒を楽しみ、まち歩きできる環境づくりを目指す。

(4) 広域的な連携

1. 富士箱根伊豆の各自治体の持つ、それぞれの歴史、文化、自然等の観光資源を相互に活用し、特色ある広域観光ネットワークを構築する。

※ インバウンド: 外から中に入り込んでいくことを意味する。一般的に訪日外国人旅行を指す。日本人が海外旅行をする場合は、アウトバウンドとなる。

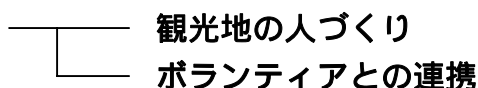
人の温かさを感じるまち

現状と課題

観光施設・公共交通機関等の関係者だけでなく、熱海市のまち全体で観光客を迎えられるよう市民に対する啓発活動を進める必要がある

施策の方向

人の温かさを感じるまち



(1) 観光地の人づくり

1. 市民一人ひとりが温かいおもてなしの心で対応できるような、ホスピタリティの向上に繋げるための研修プログラムや公開講座等を実施する。
2. 歴史や文化などの観光資源に関する知識を高めるよう、子どもたちの観光地教育を推進する。
3. 市民自らが積極的に熱海をPRできるような取組みを推進する。

(2) ボランティアとの連携

1. 市民が観光イベントへの積極的な参加ができるような体制をつくり、多くのイベントボランティアとの連携を図る。
2. 市民への観光地教育によりボランティア組織・人材を養成する

利便性の高い交通ネットワーク

現状と課題

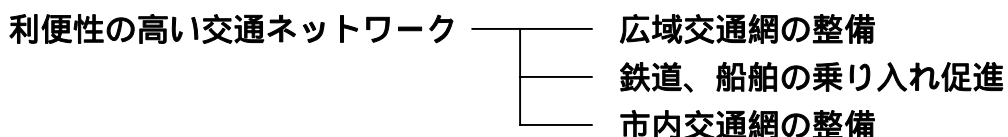
週末や行楽シーズンの交通渋滞は観光地に経済的な損失を与え、観光客の交通事故の増加につながることから、渋滞がなく走りやすい道路整備が求められている。

誘客を図るうえで、大都市からの利便性を向上するための鉄道、航路等の整備が必要である。

観光ポイントが点在し、坂道が多いため、観光客のニーズに合った移動に対応できる市内交通網の整備が必要である。

交通渋滞解消に向けた新たな交通システムの研究が求められている。

施策の方向



(1) 広域交通網の整備

1. 首都圏との利便性の向上を図るとともに、観光客の防災上の安全を確保するため、伊豆湘南道路の早期建設を国県の関係機関に要望していく。
2. 箱根や伊豆方面への観光客を積極的に安全に取り込むために国県道の抜本的改良を関係機関に要望する。

(2) 鉄道、船舶の乗り入れ促進

1. 熱海駅周辺整備については、伊豆地域の玄関口にふさわしく、機能的で景観に配慮した整備を推進する。
2. ひかり号の熱海駅停車の拡大、湘南新宿ライン、成田エクスプレスの乗り入れを関係機関に強く要望する。
3. 富士山静岡空港のアクセスとして、直通バスやJR特別急行などの交通網の整備を行うよう関係機関に要望する。
4. 海路による誘客促進と新たな観光スタイルを確立するため、国内外の旅客船やクルーズ船が常時接岸できる港湾施設と旅客ターミナルの整備を国県に強く要望するとともに、新たな魅力ある海上交通システムを研究する。

(3) 市内交通網の整備

1. パーク＆サイクルなど観光客の機動性を向上するとともに、環境にやさしい移動手段の検討を行う。
2. 水上タクシーなど渋滞がなく回遊性のある新しい海上交通について関係機関と連携しながら検討する。
3. 誰もが安全で快適に市内を回遊できるように、観光案内と交通渋滞などの情報を迅速に分かりやすく提供できる仕組みを関係機関と連携して検討する。

伊豆湘南道路：小田原方面から熱海を経て三島・沼津方面へと県際を結ぶ新たな広域幹線道路。

パーク＆サイクル：駐車場から自転車を利用して移動することで、交通渋滞の解消と地球温暖化の軽減に貢献する交通システム。電動アシスト自転車を利用することで坂道の利用も可能となる。

国際観光への対応

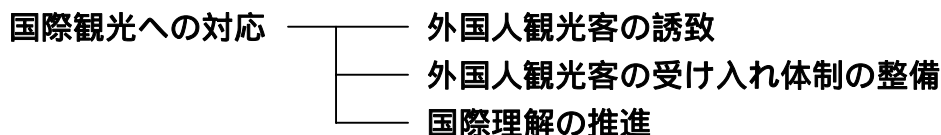
現状と課題

富士山静岡空港が開港し、外国人とりわけ近隣アジア諸国からの観光客増加が期待される。その受け入れ体制の整備とともに、積極的に宣伝・誘客活動を進める必要がある。

地域の国際化を進めるためには、市民の自発的な活動が必要である。

高度情報技術の発展と今日の交通手段の多様化は、距離や時間を越えて広範囲な異業種、異文化の交流を促し、新しい社会、文化をもたらしている。

施策の方向



(1) 外国人観光客の誘致

1. 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区静岡県協議会等を通じて、外国人観光客誘致のための各種観光宣伝事業を推進する。
2. 熱海国際経済交流会を支援し、東アジア地域からの誘客をめざして、プロモーション活動を強化する。
3. 観光エージェント等の関係機関と連携して、外国人観光客のニーズ調査、分析し、観光ルートの開発を行う。
4. ビジネス目的の外国人を積極的に誘致するため、MICEを通じた観光交流の拡大を図る。

(2) 外国人観光客の受け入れ体制の整備

1. 外国人観光客が一人でもまちを散策できるよう、標識、市街地図、観光パンフレットやインターネットによる情報を英語・中国語・韓国語等で作成していく。
2. 外国人が楽しく観光できるようボランティア通訳の活動を支援する。
3. 飲食店やみやげ物店等を外国人が利用しやすいよう、職種別のマニュアルの作成を熱海商工会議所等の関係機関に働きかける。
4. 外国人観光客のため、各旅館ホテルなどで両替所を開設するよう積極的に誘導する。
5. 国際観光地づくりを推進するため、来遊客が非日常性を楽しめる複合型エンターテイメントの誘致を検討する。

(3) 国際理解の推進

1. 国際的な視野、感覚を備えた人材を育成するため、市民の国際交流活動を支援する。
2. 熱海国際交流協会の活動を支援する。
3. 姉妹都市・友好都市の情報の提供等を行い、市民同士の交流の促進を図る。

MICE(マイス)とは Meeting(ミーティング)、Incentive(インセンティブ)、Convention(コンベンション)、Event(イベント)/Exhibition(エキシビジョン)の頭文字を並べた単語であり、企業ミーティング、報奨旅行、国内・国際会議イベントや展示会を指す新しい単語です。

① 商工業

活力ある商工業の推進

現状と課題

経済不況に加え、消費スタイルの変化などにより来遊客が減少し、商店街等を取り巻く環境はたいへん厳しくなっている。

空き店舗の増加が商店街の連続性を断ち、魅力の喪失となっている。

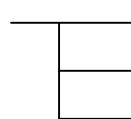
商店の高齢化と後継者不足などが課題となっている。

地域コミュニティの中心として商店街の役割が注目されている。

商店街間の連携や組織化の強化など商工会議所や商店街連盟の役割が増大している。

施策の方向

活力ある商工業の推進



賑わいのある商店街づくり

工業の振興

経営の安定化

(1) 賑わいのある商店街づくり

1. 商店街活性化促進法などを踏まえ、商店街の将来ビジョンを検討し、効率的で効果的な活性化が行われるように商工会議所や地元商業者等と協力して研究する。
2. 営業時間の延長や日曜日の営業など来遊客の生活スタイルに合った営業姿勢を誘導するため、商店街のにぎわいづくりを支援する。
3. 少子高齢化に対応した接遇及び整備を行うなど、市民や観光客が安心して楽しめる雰囲気づくりを促進する。
4. 商店街を花で飾るなど、歩いて楽しく買い物ができる環境と景観の向上に努める。
5. 商店街の特徴を発信するため、一店逸品運動などの取り組みを支援する。
6. 商店街の強みである対面販売や商品説明などによりコミュニティの充実と差別化を図る。
7. 温泉地の商店街として独自のおもてなしマニュアルを作成するなど観光客が楽しく買い物ができ思い出に残る商店街となるように支援する。
8. 外国や首都圏からの観光客が日常と変わらずに買い物ができるよう、電子マネーへの対応など近代化を促進する。

- 9 . 空き店舗を若者のチャレンジショップなどに活用し、商売の新しい芽が育つように誘導する。
- 10 . 空き店舗をギャラリーやいっぴく処にするなど、まちの情報館としての整備を検討する。
- 11 . シャッターに商店街で統一したデザインを施すなど閉店後のにぎわいの創出に努める。

(2) 工業の振興

- 1 . 技術の伝承や後継者の育成を図るため、商工会議所と連携し設備や近代化を促す。
- 2 . 本市の食料加工品や工芸品をイベントや物産展などで紹介し、需要の拡大を図る。

(3) 経営の安定化

- 1 . 中小企業が経営環境の変化に対応できるよう、異業種間の交流や規格品質の向上など技術開発と知識の普及を支援する。
- 2 . 中小企業者の経営の安定化を図るため、融資制度や経営相談体制の充実を商工会議所と連携して行う。

【説明】

商店街活性化促進法（商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律）：商店街が活性化のために計画する、中小小売商業の振興・地域住民の生活利便性の向上及び地域の人々の交流を促進するための事業を総合的に進めるための制度。

一店逸品（いってんいっぴん）運動：静岡呉服町名店街が発祥で、個々のお店が自信（こだわり）をもって紹介できる商品を積極的に展開する運動のこと。現在は全国の多くの商店街に波及しています。

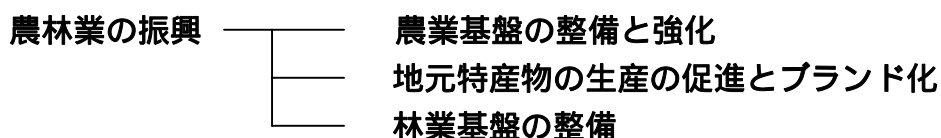
② 農林水産業

農林業の振興

現状と課題

農業者の高齢化と後継者不足により耕作されない農地が拡大している。
柑橘系以外の特産物がなく、新しい名産の開発が求められている。
朝市など個人生産者と消費者がふれあう場の拡大が必要である。
小さな農家で生産した作物を流通させる機会が少ない。
日本一の生産量を誇る「だいたい」を活用できていない。
猿、猪等による農作物の被害が年々増加し、農家に多大な損害を与えている。

施策の方向



(1) 農業基盤の整備と強化

1. ファミリー農園や観光農園などを拡大し、余暇を利用した農業体験を受け入れる環境整備を図るための支援を検討する。
2. 初心者が農業に興味を持ち、就労の場とできるように施設整備等の援助を検討する。
3. 農業と他産業との連携を強化し、耕作されていない土地の新たな活用を図るための施策を展開する。
4. 人手不足を解消するため、農業ボランティアなどの確保、充実を図る。
5. 後継者を確保するため農協や部農会、農業委員会等に働きかけ、近隣市町の農業者との研修会やグループ活動などの交流を推進する。
6. 宅地等への農地転用が無秩序に行われないように農地の管理と保全に努める。
7. 市民や生産者が猿や猪などによる作物被害にあわないように自衛講習会を開催するなど意識の高揚を図る。
8. 有害鳥獣の減少を図るため、猟友会やワナの会と協力して駆除に努める。

(2) 地元特産物の生産の促進とブランド化

1. 有機農業など農産物の安全等付加価値のある農法を推進するための技術的指導等を静岡県や関係諸団体の協力を求め普及、拡大を図る。

2. 農業者の生産意欲の向上や価格安定につながる流通市場の調査検討を進めるとともに、流通経路の整備や情報発信など農商工連携の充実を図る。
3. 地産地消の促進を図るため、朝市や直売所などを通じて地元生産物が新鮮で安全に提供できるような仕組みづくりを支援する。
4. 地元の特産物を通じて食育を行うなど教育機関と連携を図る。
5. みかん狩りなど観光農園の促進を図るとともに「熱海みかん」のブランド化を検討する。
6. 特産品である「だいたい」のブランド化を図るため、新たな活用の検討を行う。
7. 温泉と農業を組み合わせた熱海独自の生産技術の開発を検討する。
8. 猪や鹿料理など新たな活用を検討する。

(3) 林業基盤の整備

1. 林業の振興を図るとともに森林浴などの機能を充実させる。
2. 森林機能を保つために植林や間伐などの森林管理を行うことを検討する。

水産業の振興

現状と課題

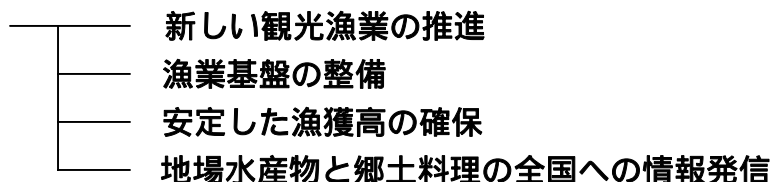
漁獲高の減少により水産物の消費量が減っている。

漁業者の高齢化と後継者不足により漁獲高が減っている。

放置された船舶等が漁業環境に支障をきたしている。

施策の方向

水産業の振興



(1) 新しい観光漁業の推進

1. ひものや塩辛づくりなどの魚介類の加工体験を観光と結びつけて開催する。
2. 市場の競り体験など非日常を、見る漁業として、観光資源化を検討する。

(2) 漁業基盤の整備

1. 職業体験などを通じて、若者が働ける環境を整備する。
2. 停係泊施設の整備など漁港内における安全への協力を求める。

(3) 安定した漁獲高の確保

1. ヒラメやマダイの稚魚を放流するなど育てる漁業を推進し、漁獲量の安定を図る。
2. 古くから行われている定置網漁の伝統を継承しながら、流通や保管の近代化を図り、ブランド力の向上に努める。

(4) 地場水産物と郷土料理の全国への情報発信

1. 網代そらこい祭りや伊豆山さざえ祭りなど、地域で獲れた魚介類を PR する機会の創出に努める。
2. 流通市場の仕組みを調査検討し、地元で獲れた新鮮で安全な魚介類提供の場の創出に努める。
3. 網代イカメンチなど地域の個性ある郷土料理の PR に努める。
4. 水産加工業の振興を図るため、インターネットなど販路を開拓するとともに、新商品の開発を検討する。

③ 労働環境

新たな産業と雇用の創出

現状と課題

中小企業が大半を占める本市は、雇用の機会が限られ労働環境が厳しく、求職者や失業者の働く環境整備が急がれる。

基幹産業である観光業は、景気や経済情勢に労働環境が影響を受けやすいことから、新産業の創出や企業の誘致の検討が必要とされている。

施策の方向

新たな産業と雇用の創出

新たな産業の創出

雇用の促進

就業機会の創出

(1) 新たな産業の創出

1. ゲーミング産業のような景気に左右されず、地域の雇用が期待できる産業の誘致を検討する。

2. 温泉エネルギーの活用など地域資源を新たな産業の創出につなげることを検討する。
3. 企業立地促進法に基づき策定された静岡県東部地域基本計画の推進を商工会議所などと協力して行う。

(2) 雇用の促進

1. 観光産業や商店街と連携して求職者等の就労体験を行うなど、地域の特性を雇用につなげる検討をする。
2. 国県などと協力して雇用促進を行う企業の支援を図る。

(3) 就業機会の創出

1. 就業機会の確保を図るため、公共職業安定所やヤングジョブステーション等との連携を強化する。
2. 障害を持つ人やひきこもり、ニートなどの就職を国県と連携して支援する。
3. 企業、地域における子育ての支援、子どもを育てる良質な環境の確保等、仕事と家庭生活との両立できる環境づくりに努める。

【説明】

企業立地促進法（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律）：地域における主体的で計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自律的発展の基盤強化を図るもの。県の策定した計画では、医療関係などのほか観光産業の集積が位置付けられている。

ヤングジョブステーション：若者が様々な就職支援を1ヶ所で受けられるセンターとして静岡県が沼津・静岡・浜松に設置した施設。

ゲーミング産業：賭けの当事者が、賭けの対象となる事象の結果に影響力を及ぼしたり、その事象の当事者であったりするようなギャンブルであるカジノを中心に形成される産業の総称。ショーやマジック、遊園地などのエンターテインメント、ショッピングモールやフードコートなどで構成される。

5. 都市基盤部門 (素案)

【 都市基盤部門 】

1 未来をひらく元気なまちづくり

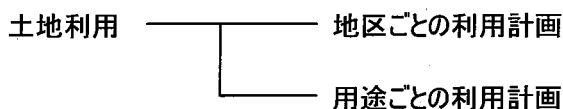
1 土地利用

① 土地利用

現状 と 課題

- 本市は、泉、伊豆山、熱海、多賀、網代、初島の各地区から構成されており、地理的、歴史的背景の違いから、それぞれに異なった景観、雰囲気等の特徴を備えている。
- 商業系地域、住居系地域ともに建物用途が混在している。商業系地域では、都市施設の整備は進んでいるが、建設が中断された大型集合住宅の存在や老朽化した木造建物の混在があり、防災上からも問題がある。また、長期間の有効利用もされていない土地も点在している。住居系地域では、一般住宅、宿泊施設、共同住宅等が混在しているが、比較的落ち着いた住環境を保っている。
- 都市計画マスタープランに基づいたまちづくり条例や景観条例を活用し、地域の特性や住民の意見を反映した、住民主体のまちづくりの取り組みが始まっている。今後、さらに各地域の資源・魅力を生かした住民主体の個性的なまちづくりの推進が期待される。
- 混在している建物用途の住み分けを図るために適切な指導を行い、都市機能の役割に応じた地域の形成を促すとともに、各地域のまちづくりの進展により必要に応じて用途地域の見直しを行うなど、有効な土地利用をはかる。
- 景観や環境などまちづくりに対して、市民・住民、事業者、市の三者が良識を持って取り組む必要がある。

施策 の 方向



(1) 地区ごとの利用計画

1. 泉地区については、山あいの落ち着いた趣をもった温泉地として、「さがみの小京都」と称される湯河原温泉と連携したまちづくりを進める。また、緑豊かな自然環境の保全や河川環境の有効利用をはかり、ゆとりのある住宅地・保養地の形成をはかる。

2. 伊豆山地区については、伊豆山神社や般若院を中心とした歴史ある温泉保養地としてのまちづくりを進める。また、市中心部との回遊性を高めるとともに、自然環境・海への眺望を守りつつ斜面地の特性を活かした住環境の整備や土地利用を図る。さらに海岸線の整備・活用を推進し、地域のにぎわいを創出する。
3. 熱海地区については、本市の顔として、また全国有数の温泉観光地の中心として、温泉資源とともに他の観光地と差別化する海の資源を生かした保養地として、その良好な景観・眺望を守りながら暮らしやすいまちとしての整備を進める。特に、熱海駅周辺、東海岸町地区周辺、渚地区周辺、市役所周辺及び熱海港港湾地区については観光の拠点にふさわしい都市機能の整備と景観の創造を行う。また、これにつづく地域は、中心部へのアクセスを向上させつつ、都市近郊型の住宅地として、その外縁部は自然環境に恵まれた住宅地、保養地、レクリエーション地域としての利用を図るとともに、熱海梅園などを中心とした自然・文化ゾーンとして癒しの空間を創出する。
4. 多賀地区については、海と山に囲まれた自然豊かな住宅地として整備を進める。あわせて、優良農地の保全や里山の活用に努めるとともに、海岸部については、海洋性リゾート、レクリエーションの拠点として魅力ある海岸環境・にぎわい環境の創出を図る。
5. 網代地区については、歴史と住環境に配慮したまちづくりを進める。また、この地域の歴史をつくってきた海、漁業を中心にした地場産業の継承・振興を図るとともに、体験型観光・レクリエーション地区として地域のコミュニケーションを生かした新しい利用を図る。
6. 初島地区については、離島の特性を生かした海洋性リゾートとして整備を進める。

(2) 用途ごとの利用計画

1. 商業系地域については、市街地再開発事業、中心市街地活性化法などの手法により、安全性、快適性、利便性に考慮し、景観に配慮した都市機能の整備を検討する。
2. 住居系地域については、まちづくり条例や地区計画制度、まちなみ環境整備事業などを活用し、健やかな生活の場として、より良い住環境の形成に努める。
3. 風致地区については、貴重な自然環境を保全しつつ、必要に応じた見直しを進める。
4. 商業系、住居系地域とも、建物が密集する地域や区域の入り組んだ地域の再整備に際しては、土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業などの手法を活用して、うるおいのある景観と眺望、災害に強い機能を備えたまちづくり、地域や用途の特性と住民の意見を取り入れた住みよいまちづくりを基本に進める。
5. 用途地域の見直しを含め自然と調和のとれたまちづくりや景観形成を住民とともに進める。

2

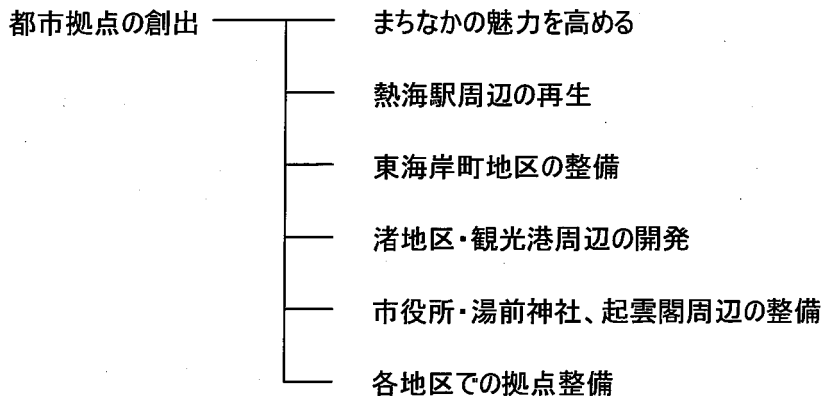
都市拠点

① 都市拠点の創出

現状 と 課題

- 市民や観光客が楽しくまちなかを散策するには、市民、観光客、市が協働した取り組みにより、まちそのものの魅力を高めることが必要である。
- 熱海駅周辺は、本市の玄関口として人やもの、情報が集まる地区であるが、土地建物の有効な活用がされていない。また、防災上の問題も指摘されている。そのため、本市の顔にふさわしい地区となるように熱海駅周辺の再生を推進し、機能的で美しい都市拠点を創出する必要がある。
- 観光港埋立地は、下水道用地を主体に観光施設用地、港湾用地等からそれぞれの利用がされているが、一体的な利用が望まれる。この地区をにぎわいのある空間に変えるためには、コースタルリゾート計画と連携し、熱海港を核としたウォーターフロントの一体的な開発、整備が不可欠である。
- 中央渚北地区については、渚地区まちづくりを考える会の発足以来、活気ある個性豊かなまちなみの実現に向け、準備組合の設立等の作業を進めてきた。今後、細分化された宅地の統合などにより、安全で快適な都市環境を創出する必要がある。
- 市役所周辺は、本市の中核的な機能が集中する地区として、災害に強く、機能的なまちづくりを進める必要がある。また、大湯間歇泉・湯前神社から銀座通り周辺は熱海温泉の歴史をつくってきた地区として、温泉情緒あふれるまちづくりが求められる。
- 泉、伊豆山、多賀、網代、初島の各地区においては、それぞれの地域資源・観光資源を掘り起こし、磨きあげながら、個性的で魅力ある拠点づくりを進めることが必要である。

施策 の 方向



(1) まちなかの魅力を高める

1. まちづくり条例の観光商業集積区域である熱海地区の中心部を観光の発信地として癒しの

場となるように市民・住民、事業者、市の三者の協働による魅力づくりを進める。

2. 「歩いて楽しいまちづくり」を目指した景観に配慮した空間形成のため、道路修景、電線地中化、文化交流施設、公園などの一体的な整備を進める。

(2) 熱海駅周辺の再生

1. 熱海駅周辺地区については、伊豆観光の玄関口にふさわしい駅前の顔を形成するため、権利者などの合意形成を前提に、JR や関係機関と連携しながら駅舎、駅前広場との一体的な整備を進める。
2. 駅前広場の地下利用や桃山連絡道の付け替え等、鉄道、バス等の交通の結節点となっている駅周辺地区の有効利用により、渋滞の解消等、交流拠点としての利便性の向上を検討する。

(3) 東海岸町地区の整備

1. 国道135号に面したサンビーチ沿いの東海岸町地区は、市民・住民、事業者、市の三者が景観に配慮しながら基幹産業である宿泊施設や商業施設が集積する熱海の顔となるよう、観光商業施設の誘致や都市計画的な制度により整備を促進する。
2. サンビーチやお宮の松などの観光資源や周辺環境の整備を行うとともに、東駐車場の交通ターミナル化や上部空間の有効利用を推進する。

(4) 渚地区・観光港周辺の開発

1. ムーンテラスから親水公園を経て熱海港に至る海岸線と、その背後にあたる渚地区については、コースタルリゾート計画などをふまえ、海洋性リゾートの拠点として総合的な計画に基づいた整備を図る。また、整備が進む親水公園は渚小公園とともに、貴重なにぎわい空間として、さまざまな主体との協働により利活用を図る。
2. 中央渚北地区は、海洋性リゾート地として観光・商業の拠点となるよう、計画的な基盤整備と高度利用を推進し、にぎわいの創出に努める。また、親水公園と一体的に利用することにより、新たな都市空間の創出を図る。
3. 既存の旅客船ターミナルを中心とした臨港地区については、コースタルリゾート計画とあわせ、良好な環境となるよう再整備を行う。
4. 観光港の観光施設用地及び周辺の市有地については、海上交通の拠点、また観光の拠点として魅力ある施設の整備・誘致を行う。

(5) 市役所・湯前神社、起雲閣周辺の整備

1. 熱海温泉発祥の地といえる市役所から湯前神社周辺は、温泉情緒あふれる街並みの整備を進め、熱海温泉を象徴する新たな観光施設・観光エリアの創出を図る。
2. 起雲閣周辺では、街路の修景、街並みの統一を進め、落ち着きのある空間を創出するとともに、渚親水公園・渚小公園と連続した良好な景観形成を進める。

(6) 各地区での拠点整備

1. 泉地区では、湯河原温泉と連携したまちづくりを進めるため、泉公園から万葉公園をつなぐ

千歳川沿いの遊歩道の整備や、両市町の観光施設・文化施設を有機的につなぐまちづくりを進める。伊豆山地区では、伊豆山神社・般若院を中心とした歴史を生かしたまちづくりを推進するため、伊豆山神社参道を中心とした面的な整備を進める。

2. 多賀地区では、長浜コースタルリゾート計画を中心とした海洋性リゾートづくりに取り組むとともに、網代温泉では水神川の河川環境整備による温泉情緒あふれるまちづくりを進める。
3. 網代地区では、漁港の整備を進めるとともに、新たに造成された埋立地の有効利用をはかり、歴史ある港町を感じさせる拠点整備を進める。
4. 初島では、首都圏からもっとも近い離島リゾートとして、マリンレジャー拠点の整備を進める。

2 人にやさしい快適なまちづくり

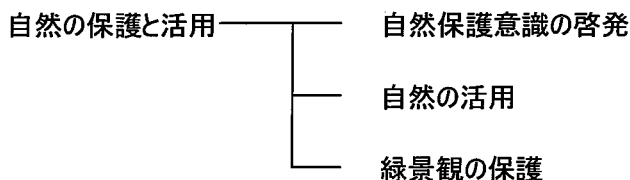
1 都市環境

① 自然の保護と活用

現状 と 課題

- 本市は、西の箱根・天城連山に続く尾根から東の相模灘に向かって起伏のある傾斜地が展開している。また、狭い谷筋を流れる小河川は河口に僅かな平地を形成し、切り立った崖や岩場との対比による変化に富んだ海岸線を形成している。この地形は、本市の大きな特徴となっている。
- 美しい海と山に囲まれた本市には豊かな自然が残されているが、近年の市街化の進展や大規模開発等により、良好な自然が失われつつある。このような中で、残された自然をいかに守り、都市としての整備をどのように進めるかが課題となっている。
- 本市特有の美しい海岸線や緑の山々を保護するとともに、魅力あるまちづくりのためにそれらの活用を検討する必要がある。また、マンション建設等が中断されたままの土地や空き別荘の庭園等の緑景観を美しく保つ必要がある。

施策 の 方向



(1) 自然保護意識の啓発

1. 自然を大切にすることを育むために、学校や家庭、地域に働きかけ、植樹や清掃など、日常生活の中で実践活動を促進する。
2. 学校教育や社会教育において、自然保護の重要性と必要性を幅広く啓発するとともに、自然保護活動を通じて、街全体でボランティア精神・協働精神の向上に努める。

(2) 自然の活用

1. 美しい自然と特色ある地形を守りつつ有効に活用し、魅力あるまちづくりを推進する。
2. 整備が進む海岸部においては、さらに親水性を高め、自然環境の保全と調和した施設整備を促進する。また、地域の河川に適合した整備により、まちに潤いとにぎわいを与える拠点づくりを進める。富士箱根伊豆国立公園エリアからつづく山間部は、緑豊かな環境を保全しな

から活用の方策を検討するとともに、姫の沢公園・鹿ヶ谷公園・子恋の森公園などでは植物の保護、樹木や花の植栽、自然を生かした施設の充実により一層の活用を図る。

(3) 緑景観の保護

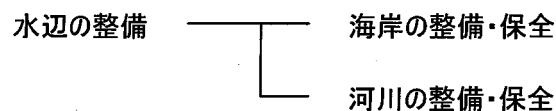
1. 市街地に残された貴重な緑を守るために、保存樹木の指定などにより、社寺林や公園・緑地の樹木の保護、育成に努める。あわせて、ゾーンごとにまちづくりの方向性にあった街路樹の整備を行い、街の表情を形成する。
2. 廃業ホテル、空き別荘や造成工事中断のマンション等に対して、緑景観が損なわれることのないよう働きかける。また、景観回復を担保するための保証金制度の導入などにつき、研究・検討を行う。
3. 「花のまちづくり実施計画」に基づき、一年を通じて花が咲き誇る美しいまちづくりを進める。

② 水辺の整備

現状 と 課題

- 海に面した本市は、26kmの海岸線を有している。高潮対策や港湾、漁港整備等により自然海岸が少なくなっている一方で、熱海港コースタルリゾート計画により親水護岸や人工海浜等の整備が進められている。
- 近年、海洋性レジャーへの志向が高まっており、観光立市である本市にとっては、災害対策は勿論、観光資源としての総合的な海岸の開発、整備と保全とをいかに進めるかが課題である。
- 本市の河川は、2級河川を含む12水系であり、上流部では未改修部分もある。
- 河川の整備にあたっては、従来の治水機能のみを重視した整備から、自然に親しむことができる河川、まちのにぎわいを創出する河川へと考え方が大きく変わっているなか、有効な整備が求められている。

施策 の 方向



(1) 海岸の整備・保全

1. 都市として必要な開発と豊かな自然の保護をバランスよく進めるために、海岸線の整備と保全について、熱海港コースタルリゾート計画などを発展させ、長期的な視点に立った総合的な計画の策定を検討する。
2. 熱海港コースタルリゾート計画については、多様な海洋性レジャーのニーズの広がり・変化に対応した質の高い開発、整備を推進する。また、未着手となっている伊豆山・多賀地区で

は整備方針等の見直しを進める。

3. 熱海港コースタルリゾート計画（南熱海地区）については、市民・住民との協働により、市民・住民や観光客にとって魅力のある総合的な整備を推進する。
4. 自然海岸として残されている区域については、景勝地として、また、自然とのふれあいの場として、景観や磯浜の保全に努める。

（２） 河川の整備・保全

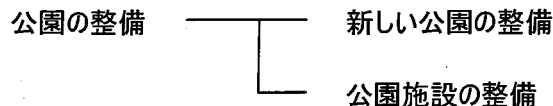
1. 都市化の進展等に伴い増加する河川流量に対応し、市民の安全を確保するために、河川、水路の改修を推進する。また、自然とのふれあいの場、美しい景観を備えた地域のシンボルとなるよう、環境保全型河川整備など、質の高い河川整備を推進する。
2. 河川をうるおいと安らぎの場とするために、市街地を流れる河川の遊歩道整備と親水性の高い河川空間の整備に努める。また、千歳川や水神川など地域の拠点となりうる河川の有効活用について検討・整備を推進する。

③ 公園の整備

現状 と 課題

- 本市には、姫の沢公園等の都市公園が12箇所、サンレモ公園等その他の公園が21箇所開設されており、住民一人当たりの公園面積は全国的に見ても高い水準にある。しかし、山の手に位置する公園が多いため、市民が歩いて行ける範囲への新たな公園の設置が求められている。
- 本市の公園は、市民の憩いの場であるだけでなく、災害時には避難地の役割も果たす。そのため、今後の整備にあたっては、美しさや楽しさに加え、災害時への配慮をする必要がある。
- 市街化が進み、まちなかでの子供の遊び場が減っている中で、誰でも安全で使いやすい公園が求められている。

施策 の 方向



（１） 新しい公園の整備

1. まち全体がひとつの公園となるような整備を進めるため、適正な公園の配置、空き地等を利用したポケットパークの整備や河川改修にあわせた親水公園などの設置に努める。
2. 市街地に隣接した憩いと安らぎの場として、林ガ丘公園の早期開園をめざし整備していくとともに、既設公園とのネットワークによる魅力の拡大を図る。

(2) 公園施設の整備

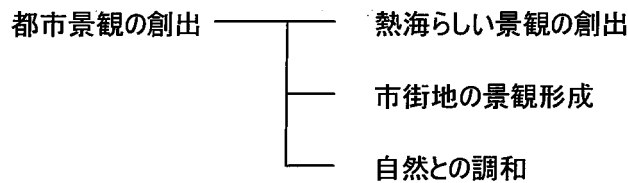
1. 災害時には避難地ともなる市街地の公園については、避難地としての必要な機能を備えた整備を推進する。
2. 園路やトイレなど、公園施設のバリアフリー化を推進する。あわせて、新設や大規模改修に際しては、企画、設計の段階からユニバーサルデザインの導入を進める。
3. 公園の利用を促進するために、案内板や駐車場の設置を推進する。あわせて、個性的で魅力ある公園となるよう、地域の特性や周辺の整備計画にあわせた整備、改修を推進する。
4. 公園の新設・改修にあたっては、住民の意見を反映し、「みんなで管理し、みんなが利用できる公園」をめざした取り組みを推進する。
5. 安心して公園を利用できるよう、公園内の老朽化した遊具や設備を早急に改修するとともに、安全な管理や運営方法の充実を図る。

④ 都市景観の創出

現状 と 課題

- 熱海らしい景観の基礎となる美しい海と山の自然、特徴的な地形については、本市の貴重な財産として守り、伝えていく必要がある。
- 良好な都市景観を阻害するものとして、市街地では電線類や一部の野外広告物、老朽化したアーケード、防護柵等の道路構造物、また、狭い道路に違法に駐車された車やバイク等があげられる。
- うるおいや安らぎ等、都市環境の質的向上に対する意識が高まっている中で、熱海らしい自然との調和のとれた環境の維持と向上が望まれている。そのため、民間企業による開発に対しても景観条例等により具体的な景観誘導を行うことが求められている。

施策 の 方向



(1) 熱海らしい景観の創出

1. 熱海の美しい景観を守るため、基礎となる海と山の自然の保全に努めるとともに、市民・住民をはじめ熱海を訪れる観光客の視点から、市内各地域の特性を活かした熱海らしい景観及びその保全について共通認識をもった都市デザイン（都市ビジョン）を確立する。
2. 民間企業による開発などに対しては、景観条例に基づき良好な景観の形成に努めるよう指導を徹底する。傾斜地である特性を生かし、建物の建設にあたっては景観に配慮するよう誘導

するとともに、海への眺望を活かしたまちづくりを進める。

3. 夜の熱海を演出する照明を計画的・継続的に整備し、光による風景を熱海の新しい景観として位置付けるとともに、夜景が楽しめるポイントを開発し、夜の散策ゾーンを形成する。
4. 熱海の街を特徴づける坂道や遊歩道は、ユニバーサルデザインを意識した歩行空間を整備するとともに、温泉情緒や歴史文化など地域の特色を活かした雰囲気づくりに努める。

(2) 市街地の景観形成

1. 都市の美観形成のため、基調となるまちなみの色彩を定め、落ち着きのある都市景観形成を図る。
2. 野外広告物や看板類について、色彩、意匠などを指導し、調和のあるまちづくりを誘導する。
3. 街路景観の向上を図るため、街路灯や舗装、植栽などのデザインや色彩に配慮し、あわせて電線類の地中化を促進する。
4. まちづくり条例により定められた緑地の確保やまちづくり空地により調和のある住環境を守り、良好な景観の維持と形成に努める。

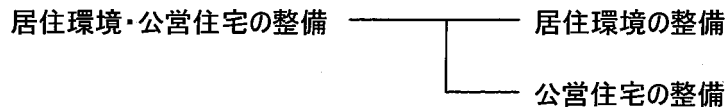
(3) 自然との調和

1. 市街地周辺の斜面地に立つ大規模建築物については、周囲の自然やまちなみとの調和に努め、緑化等により景観向上に努めるよう促す。
2. 熱海らしい景観の基礎である山間部の斜面緑地の保護に努める。あわせて、中部横断道路など山あい縦断的のはしる道路については、修景に配慮する。
3. 市民の憩いの場でもある市街地の公園・緑地や社寺林については、まちのオアシスとして樹木の保護に努め、周辺環境と一体的な景観の形成を図る。
4. 初島は、県内唯一の離島で、熱海の海に趣を添える緑のランドマークとなっているため、印象的で貴重な緑地景観の保全に努める。また、この貴重な自然資源を活用する。

① 居住環境・公営住宅の整備

現状
と
課題

- 本市の持ち家率は55.3%（平成17年国勢調査）であり静岡県の59.8%と比較すると低い状況である。これは、斜面地が多いため住宅用地が少ない、造成費用がかかるなどの背景がある。
- 本市のみならず全国的な人口減少、少子高齢化の進展により、高齢者向けの住宅対策だけでなく、子育て世代を支援する住宅の整備など、住宅政策の見直しが必要である。

施策
の
方向

(1) 居住環境の整備

1. 居住環境を向上させるため、適切な開発行為の誘導に努め、秩序ある市街地の形成が図られるように努める。
2. 快適な都市景観の向上を図り、防災上の点からも、道路の幅員や緑化を推進し、環境整備を図る。
3. 民間住宅の耐震化を支援するとともに、ユニバーサルデザインの導入やエコ対策、IT化対応などライフスタイルや社会の変化に対応した住宅の建築、改修の支援を検討する。

(2) 公営住宅の整備

1. 「公営住宅ストック総合活用計画」について、社会情勢の変化に応じた必要な見直しを行うとともに、「公営住宅等長寿命化計画」を策定・推進し、公営住宅の長寿命化を図る。また、民間住宅を公営住宅として活用する方策等について検討を進める。
2. 公共住宅の新設や建替、改修にあたっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入する。また、社会の変化に合わせエコ対策、IT化対応の推進などを検討し、若い世代から高齢者等まで、さまざまなニーズに対応した公営住宅の供給に努める。

② 給水の安定

現状 と 課題

- 安全な水を供給するために、水源地の涵養、保護等により、水量と水質の安定に努める必要がある。
- 近年、取水上流域の開発により、水質の悪化が懸念されている。
- 本市の上水道は、県営駿豆水道による柿田川の湧水を主水源としており、市内13ヶ所の自己水源を含め、水需要に対応する量は確保されている。しかし給水区域の拡張にともない、既存の水道施設の能力では対応が難しくなっており、今後の水需要に応じた施設の整備が必要である。
- 東海地震等の大規模な災害の発生が予想される中、水道施設の耐震化や老朽化した施設の整備を早急に進める必要がある。

施策 の 方向



(1) 水の保護

1. 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の保護と、水源周辺の環境保全に努める。
2. 災害の発生による水道本管の被害などを想定し、自己水源の保護に努める。

(2) 施設の整備

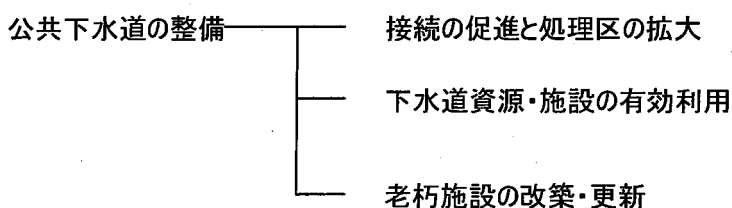
1. 安全で安定した水の供給を確保するため、熱海市水道事業基本計画に基づき、自己水源と県営駿豆水道を効率的に活用できる水運用及び施設整備を進める。
2. 大規模地震等の災害に備えて、老朽施設改築更新計画を基に施設の耐震化、更新を行うとともに、配水池に緊急遮断弁を設置することにより、緊急時に応急給水の水源確保が可能になることから、配置を推進する。今後は、非常時における災害応援協定等による体制整備を検討していく。

③ 公共下水道の整備

現状 と 課題

- 公共下水道は、川や海の水質保全や快適な生活環境を維持するため、今日の市民生活においては欠かすことのできない重要な都市施設であることから、普及促進と処理区域の拡大を進める必要がある。
- 環境保全と循環型社会の構築をめざして、処理水・汚泥などの有効利用を検討する必要がある。
- 老朽化した下水道施設について、適正な維持管理、必要に応じた改築・更新を検討する必要がある。

施策 の 方向



(1) 接続の促進と処理区域の拡大

1. 下水道が環境保全に果たす役割を広く周知するとともに、さまざまな方策により公共下水道への接続を促進する。
2. 平成15年度に供用開始した伊豆山・南熱海地区について、認可区域の面整備を推進し、処理区域の拡大をめざす。

(2) 下水道資源・施設の有効利用

1. 公園のトイレ洗浄や噴水など、下水道処理水の二次利用を検討する。
2. 下水処理汚泥の肥料化や舗装材としての利用を図るため、県や近隣市町と連携し、広域的な共同リサイクル施設の建設を検討する。
3. 処理場上部や下水道管渠の空間利用など、下水道施設の有効利用を図る。

(3) 老朽施設の改築・更新

1. 老朽化した下水道施設について、適正な維持管理を行うとともに、計画的に改築・更新を行い、下水道施設機能の確保、向上を図る。

① 鉄道輸送の強化

現状
と
課題

- 東海道新幹線及び東海道本線は、観光客や住民の移動手段として重要な役割を担っているが、東海道新幹線「ひかり」の停車拡大や在来線との接続時間の短縮など利便性の向上が望まれている。
- 伊東線は、本市のみならず沿線の観光地にとって重要な輸送機関であるが、利便性の向上、増便等が望まれている。
- 熱海駅は、本市及び伊豆地域の玄関口として多くの利用客がいるが、駅舎や駅施設が老朽化している。また、駅前広場は混雑が激しく、一般利用の駐車スペースの確保も望まれているため、駅舎、駅前広場及び周辺地域を含めた一体的な整備が必要である。
- 伊東線の3駅については駅舎の整備がまたれているが、駅前広場とあわせ、地域の拠点としての整備、改善が必要である。

施策
の
方向

鉄道輸送の強化

利便性の向上

駅舎と駅前広場の整備

(1) 利便性の向上

1. 東海道新幹線の早朝・深夜の運行時間拡大、「ひかり号」の停車拡大について東海旅客鉄道(株)及び関係機関に強く働きかける。
2. 東海道本線と伊東線の増便、運行時間の拡大及び東海道新幹線との接続時間の短縮等について東日本旅客鉄道(株)・東海旅客鉄道(株)及び関係機関に強く働きかける。

(2) 駅舎と駅前広場の整備

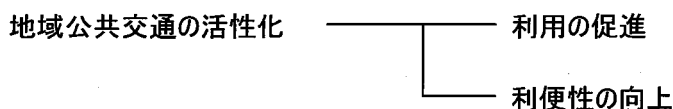
1. 熱海駅舎・駅周辺整備については、「熱海駅舎・駅舎周辺整備基本構想」に基づく構想の実現をめざすため、東日本旅客鉄道(株)や関係機関との協議を行い、伊豆地域の玄関口にふさわしい駅舎及び駅前広場の整備を促進する。
2. 伊東線の3駅の駅舎については、公共的な施設と複合化などを研究するとともに、駅前整備も進める。
3. 各駅のバリアフリー化を推進するとともに、駅舎改築にあたっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入する。
4. 駅利用者の利便性の向上を図るため、駅舎及び駅周辺整備にあわせて一般車両の駐車スペースの確保を検討する。

② 地域公共交通の活性化

現状 と 課題

- 全国的にバス退出路線の代替交通、交通空白地域・交通不便地域の対策として、バス事業者やタクシー事業者と連携・協力したデマンド交通システムの導入など、地域公共交通のあり方について検討・試行されている。
- 地球温暖化等の環境に与える影響を減らすために、バスや鉄道をはじめとする公共交通機関への利用が求められている。
- 高齢者の増加等により、全国的に低床バス・ノンステップバスの導入が図られている。熱海市内の事業者でも一部導入されたところであるが、さらに拡大することが望まれる。
- 交通が不便な地域への生活交通路線の確保等、要望が多く出されており、全市的な対応が望まれている。

施策 の 方向



(1) 利用の促進

1. 路線の維持、運行本数の確保を、バス事業者に働きかけ、利用者に利用促進を啓発する。

(2) 利便性の向上

1. 環境の保全や高齢者、障害者にも快適な社会を構築するために、低公害バスや低床バスなどの導入・拡大をバス事業者に働きかける。
2. 各社共通の定期券、プリペイドカード、バス停の統一、バス時刻表の改善や利用者のニーズにあった停留所の配置など、利便性の向上についてバス事業者に働きかける。
3. 交通空白地域、交通不便地域への対応は、バス事業者等と協調しながら全市的な実態を調査をさらに進めるとともに、バス事業者・タクシー事業者と協力しながらデマンド交通システムなどの導入や、LRT など新しい交通システムの検討など、地域公共交通計画の策定について検討する。路線の維持、運行本数の確保を、バス事業者に働きかけ、利用者に利用促進を啓発する。

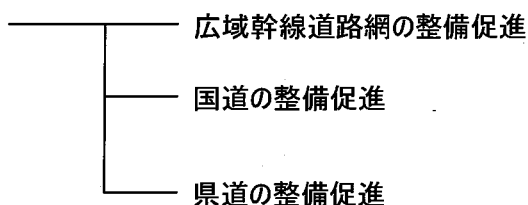
③ 幹線道路の整備

現状 と 課題

- 国道135号は、交通量の増加により慢性的な交通渋滞を引き起こしている。そのため、拡幅等の抜本的な整備に加え、新しい幹線道路による通過交通の分散化が望まれる。
- 主要地方道及び一般県道は、国道を補完し、災害発生時等には重要な役割を果たす幹線道路であるため、未改良箇所の早期改良が求められる。
- 災害対策と産業振興を進めるうえで、東名高速道路及び第二東名高速道路へのアクセスを容易にし、近隣市町との連携を深める伊豆湘南道路、東駿河湾環状道路及び伊豆縦貫自動車道による交通ネットワークの確立は不可欠である。

施策 の 方向

幹線道路の整備



(1) 広域幹線道路網の整備促進

1. 伊豆地域における広域幹線道路網の骨格となる伊豆縦貫自動車道の早期完成について、近隣市町と協力して国・県等の関係機関に働きかけるとともに、建設促進のための機運醸成のための取り組みを進める。
2. 慢性的な渋滞を引き起こす国道135号及び国道1号のバイパス機能を果たし、地域の産業・経済・文化の交流及び災害時の緊急避難路と位置づけられる伊豆湘南道路の建設について、国・県等の関係機関に働きかける。

(2) 国道の整備促進

1. 国道135号の交通渋滞を緩和するために、現在の整備に引き続き未改良区間についても整備を県に対し要望する。
2. 市内を縦断する国道135号は、大規模地震などの発生の際、緊急輸送路として重要な路線であるので引き続き防災対策を県に対し要望する。

(3) 県道の整備促進

1. 主要地方道熱海函南線は、観光道路として特に重要な路線であり、交通量も多いので県に対し、引き続き防災対策を要望する。
2. 主要地方道熱海大仁線は、災害時の重要な避難路であり、伊豆縦貫自動車道へのアクセス道路としても重要であるため、県に対し、引き続き整備を要望する。
3. 各駅に通じる停車場線は、駅周辺の交通体系の骨格をなす道路であるため、拡幅などの整備を進めるよう要望する。

4. 伊豆山と泉を結ぶ県道十国峠伊豆山線は、災害時の重要な避難路となるため、未改良部分の整備を引き続き県に要望する。

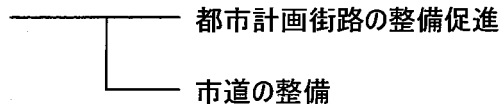
④ 生活道路の整備

現状 と 課題

- 良好な地域の発展を促すために、都市計画街路など日常生活道路の計画的、効率的な整備を早急に行う必要がある。
- 子どもや高齢者、障害者など交通弱者に対する配慮など、交通バリアフリー法に基づき、人にやさしい道づくりの推進が求められている。また、人や車が通るだけの道路から、人と人との交流や安らぎの提供など、新しい役割が求められてきている。
- 避難地までの経路の整備とあわせた既存道路の整備、道路新設の計画を行う必要がある。

施策 の 方向

生活道路の整備



(1) 都市計画街路の整備促進

1. 熱海駅伊豆山神社線については、市の中心部と泉・伊豆山地区を結ぶ重要な幹線道路であるため、未改良区間について拡幅等の早急な整備を行う。
2. 戸又大渡所線や池田楠ヶ洞線などの南熱海地区の都市計画街路は、引き続き拡幅等の整備を進めるとともに、国道135号・中部横断道路線を含め南熱海地区全体での道路・街路網整備について検討を進める。
3. 都市計画決定されたまま整備の進捗が見られない街路については、それぞれの地域のまちづくりの方向にあわせながら、計画幅員の変更など柔軟な対応が可能となるよう関係機関に働きかける。

(2) 市道の整備

1. 中部横断道路線については、国道135号の渋滞緩和や災害時等の迂回路確保のために、早期完成をめざすとともに、熱海と伊東を結ぶ広域的道路として将来的には県に事業採択するよう要望する。
2. 道路整備計画に基づいた市道の整備を推進するとともに、バリアフリー化、コミュニティ道路化など地域の合意と協力のもと、住民の意向を取り入れた整備と災害に強い道づくりを推進する。
3. 橋梁の整備は、「橋梁長寿命化計画」を策定・推進し、今後老朽化する道路橋の長寿命化を図り、修繕・架替えにかかる費用の縮減を図る。また、整備にあたっては、まちなみのイメ

ージにマッチしたデザインの統一化を図る。私道については、市道認定要綱を満たすものは、所有者の協力を得て、市道に認定し、維持、管理を行うよう努める。

4. 道路の維持補修を目的とした管理台帳、道路台帳、占用物件などをデータベース化し、目的に応じた処理システムを順次導入する。

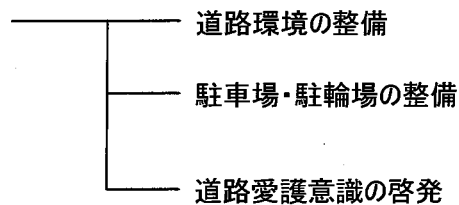
⑤ 道路環境の整備

現状 と 課題

- 交通環境の整備は、交通量の多い道路、事故多発路線、通学路を中心に、地域の特性にあわせた交通規制や交通安全施設の整備を実施しているが、歩道の設置や拡幅等は十分といえない。
- 市中心部において、民間パーキングの設置が見られるが、依然として商店街を中心に、路上駐車が円滑な交通を阻害している様子が見られる。
- 市内各駅への駐輪場の設置や、二輪車の放置禁止区域の設定・指導等により、放置二輪車対策の成果が見られるが、近年の環境意識の向上などによる自動車からバイク・自転車等へのモーダルシフトの推進により、二輪車の増加が予想される。

施策 の 方向

道路環境の整備



(1) 道路環境の整備

1. 交通事故多発地点などは、構造的部分の見直しの実施、信号機や横断歩道、ガードレールの整備、道路案内板の設置など、警察署と連携し整備を進める。
2. 市街地における安全で円滑な交通の確保とともに都市景観の整備のために、無電柱化推進計画区域の拡大を図る。
3. 二輪車等の放置防止啓発に取り組み、利用マナー・ルールの確立に努めるとともに、二輪車等の需要にあわせた対策を併せて検討していく。
4. 車椅子やベビーカーなども通行しやすく、すべての人にやさしい歩道のバリアフリー化を推進する。
5. 快適な歩行者空間をつくるために、十分な幅員が確保できない道路については、土地所有者や地域住民と協力し建物のセットバックなどにより拡幅を進める。
6. 観光施設や文化施設に通ずる道路については、地域の特性を生かしながらデザインや色彩の統一など趣のある整備に努めるとともに、案内看板の充実を図る。

(2) 駐車場・駐輪場の整備

1. 既存の公共駐車場の有効利用を図るため、立体化による駐車スペースの確保を検討する。
2. 駅周辺の整備計画とあわせた駐車場整備を検討する。

(3) 道路愛護意識の啓発

1. 快適な道路環境をつくるために、道路愛護意識の普及に努め、市民総ぐるみの清掃や美化活動を推進する。
2. 歩行者の安全を確保するため、道路の不法占用の排除に努める。

⑥ 海上交通等の拡充

現状 と 課題

- 熱海港からは、初島航路及び大島航路が定期運航されるほか、大型クルーズ客船の寄港地として利用されている。
- 初島航路は、荒天による運休があり、観光客のみならず市民生活にも支障をきたしている。初島では島の玄関である漁港には定期船の待合室もなく、周辺には適当な広場もないため、観光客の誘致を目的としたイベント展開なども限定的なものとなっている。このため、初島の生活拠点・観光拠点としての漁港整備が必要である。また、航路の運航時間の延長も望まれている。
- 熱海港耐震岸壁は大型船の接岸が可能であるが、岸壁周辺の波が高く利用しにくい。ため、静穏度を高める必要がある。
- 観光客の輸送や災害時の救援物資の輸送など、県内及び首都圏を結ぶ新たな航路、空路のネットワーク形成が望まれる。
- 熱海港は、狭く限られた区域を大型定期船をはじめ漁船、工事用船舶等に利用されているが、近年の海洋性レクリエーションの普及により、スキューバダイビング等の拠点としての利用も増加傾向にあり危険である。また、旅客船ターミナルを中心とした一帯は、老朽化が進んでおり、港湾全体での再整備が望まれている。

施策 の 方向

海上交通等の拡充

新航路の開拓

港湾施設の充実

空路の整備

(1) 新航路の開拓

1. 富士箱根伊豆の海の玄関口として、観光交流の促進、防災機能の強化をめざし、静岡県内及び首都圏や伊豆諸島との新たな海上交通ネットワークを確立をめざす。

(2) 港湾施設の充実

1. 初島航路の運航時間延長を関係機関に働きかけるとともに、親水施設や交流施設の整備を行い、観光交流・産業面での島の活性化を図る。
2. 熱海港耐震岸壁の利用を促進するために、港内の静穏度を高める港湾改修事業の早期完成を強く働きかけるとともに、市街地中心部とを結ぶ交通アクセスを検討する。
3. 熱海サンビーチ・渚親水公園から続く港湾エリアは、県と連携・協力しながら、一体的な整備をめざした総合的な振興計画の策定を進め、「海の駅」としての港の整備と海岸沿いへのデッキ建設などの周辺整備を図り、新しい観光交流拠点として整備する。

(3) 空路の整備

1. 災害、緊急医療、観光・ビジネスなど多様な活用が可能なヘリポートの建設を検討するとともに、富士山静岡空港や東京国際空港などからの空路の開拓を進める。

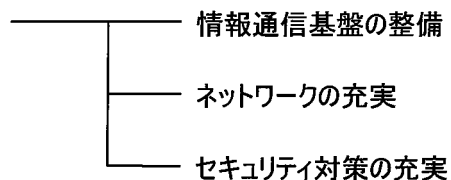
① 情報化への対応

現状
と
課題

- 情報通信ネットワークの拡大・高速化等、いわゆる情報化は急速に進展し、電子商取引をはじめとする経済活動や、地理的制約を超えた新たなコミュニケーションの形成など、市民生活の様々な分野に広く浸透してきている。
- 総合行政ネットワーク (LGWAN) や霞ヶ関 WAN 等、国と全国の自治体とのネットワークが構築され、自治体間の情報共有や行政事務の効率化、またアプリケーションの共同利用への効果が期待される。一方で、コンピューターウイルスやサイバー攻撃等へのセキュリティ上の脅威への対策と安全な利用環境の整備が求められている。
- 本市においては、電話回線等の一般回線のほかに衛星通信・衛星放送回線、防災行政無線、同報無線、消防無線、水道無線が設置されており、自治会、農協、漁協においても有線放送を設置している。また、コミュニティ FM、CATV により、地域情報の提供も行われている。
- 同報無線の難聴地区の解消、CATV の事業範囲の拡大など、全市を網羅し、緊急時や災害時にも活用できる情報通信網の整備が待たれている。

施策
の
方向

情報化への対応



(1) 情報通信基盤の整備

1. 市民一人一人の情報処理・活用能力を高め、地域の情報化を推進するため、通信量の増加と高度化、多様化する情報通信の質的变化に対応した情報基盤整備を関係機関や事業者に働きかける。
2. 市民生活の向上や地域産業の振興を図るため、情報化基盤の確立と総合的な情報センターの設置を検討する。
3. 関東圏との生活エリアの一体性及び多くの首都圏からの観光交流客の利便性を確保するため、地上デジタル放送移行後も、関東波が受信できるよう関係機関に強く働きかける。
4. 緊急時や災害時における情報の収集や伝達手段を確保するため、同報無線施設の整備を推進するとともに、地域防災無線システムの導入を図る。

(2) ネットワークの充実

1. 行政における高度情報化を進め、市民とのネットワークを構築することで情報の集積や交流を推進し、電子申請、電子証明や電子入札などのネットワークサービスの拡充をめざす。
2. 情報ネットワークを活用し、各種行政サービスを総合的、複合的に提供するワンストップサービスや電子申請受付事務の24時間サービス、駅前や公共施設・商業施設等により各種証明書を発行できるような利便性の高い公共サービスを推進する。

(3) セキュリティ対策の充実

1. 熱海市の保有する情報資産には、熱海市セキュリティポリシーを遵守するとともに、新たな脅威に対し、ポリシーの見直しを図りつつ適正な情報資産の保護に努める。あわせて、市民に対してもセキュリティ対策の啓発を図る。

6. 計畫推進部門 (素案)

【計画推進部門】

【 1 】 社会情勢に対応した行政運営

[1] 行財政運営

{ 1 } 効率的な行財政運営

(現状と課題) 地方分権改革の推進により、事業の執行範囲が拡大されるため、常に簡素かつ効率的・健全な状態を保たなければならず、組織や機構、職員の定員管理、事務事業などの執行体制の見直しを更に図っていく必要がある。

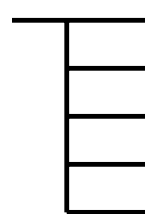
また、地方公共団体における事務事業の自己決定の範囲が更に拡大され、地域の個性を活かせるようになる反面、自己責任も拡大していくので、自主・自立的な市政運営のためには、政策目的に応じて条例、要綱、契約等の法的手段を駆使することが求められている。

社会経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応するため、経営的視点を取り入れた行財政運営に努めていく必要がある。

人口の減少、世界的な経済不況による景気の落込みにより市税収入などの自主財源は減少傾向にある。また、三位一体の改革により国庫補助負担金、地方交付税が改革され、税源移譲を含む税源配分の見直しが行われた影響もあり、本市は財政的に非常に厳しい状況にある。そのため、行政の担うべき役割を明確化するとともに、自主性、自立性の高い財政運営を確保維持していく必要がある。

(施策の方向)

効率的な行財政運営



財政の健全化
効果的な事務事業の推進
組織・機構の改革
人材の育成と活性化
地方分権の取り組み

(1) 財政の健全化

1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率を健全な水準に保つため、行財政改革プランに沿った行財政改革に努め、毎年のローリングを通じて予算の効率化や重点的な財源配分を進める。
2. 新たな公会計基準（*総務省方式改訂モデル方式）の財務諸表及び健全化判断比率の公表を通じ、いつでも、どこでも、誰にでもわかりやすい財政状況の情報を提供していく。
3. 課税、収納における公平性の保持に努めるとともに、収納環境の充実、静岡地方滞納整理機構との連携等により、市税収入の確保を図る。

4. 広告事業やふるさと納税などの推進に努めるとともに、さらなる財源確保の可能性を検討する。
5. サービスとその対価を考慮し、公共施設の使用料や手数料などの適正化を図る。

(2) 効果的な事務事業の推進

1. 市民の利便性の向上や行政事務の効率化を図るため、各種事務処理システムの確立に取り組み、情報通信技術の進展に対応した行政の情報化を推進する。
2. 産業連関表の活用や多角的視点を取り入れた行政評価ができるシステムの導入により、効率的かつ効果的な事業を推進していく。
3. すべての事務事業を検証し、民間委託により経費の削減や市民サービスの向上が図れるものについては、積極的に推進していく。
4. 公共施設の管理運営については、明確な判断基準のもと、施設の廃止等を含め十分に検討し、指定管理者制度を積極的に活用する。

(3) 組織・機構の改革

1. 職員を適材適所に配置し、事務事業の見直しや事業の委託の推進等により、定員の適正化を図る。
2. 事務分掌の見直しや従来の枠にとらわれない効率的な組織・機構を構築していく。

(4) 人材の育成と活性化

1. 職員の適性を生かした人材の活用を図るとともに、人事評価による業績評価システムを活用することで、職員の士気向上と職場の活性化を図る。
2. 意識を顧客志向へと変える意識改革研修や業務効率や企画立案能力を高めるビジネススキルアップ研修などの研修体制を充実し、行政課題に対応する政策立案や政策形成に必要な総合的能力を持つ人材の育成に努める。
3. 職員個人自らが業務改善を実践することができるシステムの充実を図り、「働くモチベーション」の向上に努める。

(5) 地方分権への取り組み

1. 総合的、効率的、個性的な行政を展開するため、これまで以上に市民ニーズを的確に反映できる体制の整備・確立を図っていく。
2. 政策目的実現のため、政策の条例化に必要な法令解釈能力及び条例立案能力を確保するための体制を整備する。
3. 自己決定や自己責任が拡大したことにより、情報公開や行政手続などの充実を図り、公正の確保や透明性の向上に努め、市民に対する説明責任を果たしていく。
4. 分権の推進により、事務事業が増大している中、執行体制の簡素かつ効率化を図る。

***総務省方式改訂モデル方式：**新地方公会計制度における財務書類の作成方法の一つで、各自治体のこれまでの取組や作成事務の負荷を考慮し、固定資産台帳や個々の複式記帳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するもの。

[2] 広域行政

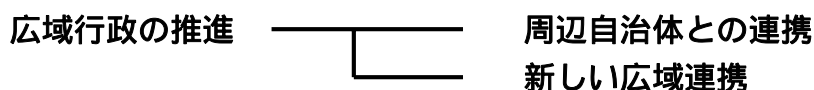
{ 1 } 広域行政の推進

(現状と課題) 本市は、湯河原町、函南町、箱根町と広域行政推進協議会、伊豆半島地区の市町との間で伊豆半島6市6町首長会議などを結成し、多くの広域的事業を実施している。

交通体系の整備や情報化の進展にともない、市民の日常生活等も従来の行政区域を越えて広がっている。本市だけでは解決できない問題、あるいは広域的観点から取り組んだ方が市民サービスの向上が図られる問題に対しては、積極的に周辺自治体との協力・調整を進める必要がある。

行政の効率化が求められている中で、従来の枠組みにとらわれない新たな連携の取り組みを考える必要がある。

(施策の方向)



(1) 周辺自治体との連携

1. 既存の広域行政組織を構成する市町との緊密な連携で行われている事業の充実を図る。
2. 特定の共通課題について調査、研究し、一部事務組合や広域連合などによる効率的な行政運営に努める。

(2) 新しい広域連携

1. 市民の生活圏が拡大する中で、交通体系の整備、少子高齢化、地方分権、環境問題等、広域行政課題や行政需要に対して、協力して対処するため、「定住自立圏構想」についての調査、研究を行う。
2. 新たな自治体の枠組みの一つである「道州制」について、関係市町村との連携を図る。

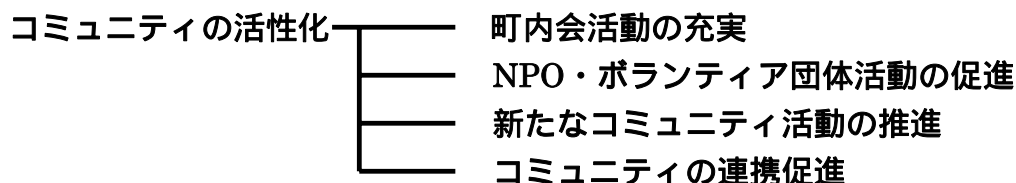
【 2 】 市民主体のまちづくり

[1] コミュニティ

{ 1 } コミュニティの活性化

(現状と課題) 地方分権に対応した地域づくりを進めるうえで、従来の住民組織である町内会の持つ自治力を高めていく必要がある。
現在、多様な目的をもったNPOやボランティア団体が設立・組織されてきている。これら団体がまちづくりの一端を担っていることから、自主性・自立性に配慮した活動支援が必要とされている。
地域のコミュニティの希薄化や、少子高齢化による社会構造の変化により、子育て、介護、防災などの諸問題が地域内で解決できなくなっている中、一方では、NPO活動等の活発化により公共的サービスの提供は住民自らが担うという認識も広がりつつある。このことから、町内会、NPOやボランティア団体等との連携体制の確立や新しいコミュニティ活動の推進を図る必要がある。

(施策の方向)



(1) 町内会活動の充実

1. 町内会組織の活性化のために、協力体制はもとより、組織運営に対する支援を充実していく。
2. あらゆる住民が自主的に活動することができる開放的なコミュニティを築くよう働きかける。
3. 地域が抱える課題の解決や災害時等における住民相互の協力体制を確保するため、親切運動、美化運動、防災訓練などの活動を通じ、コミュニティ活動の必要性について啓発していく。

(2) NPO・ボランティア団体活動の促進

1. 活動への理解や参加を促進するため、インターネット等を活用し、情報提供を行っていく。
2. 小学生、中学生、高校生のボランティア体験等の推進により、人材の育成を図っていく。

- 3 . NPO・ボランティア団体に対し、活動の活発化の一助となるよう側面的な支援をしていく。
- 4 . 団体の財政基盤の安定や活動の拡大、活性化の促進を図るため、行政事務等の委託を推進していく。
- 5 . NPO・ボランティア団体などの設立、活動、運営などに対し、助言や支援を行う中間支援組織の育成を図る。

(3) 新たなコミュニティ活動の推進

- 1 . 地域でのまちづくりの推進を図るため、*住民協議会の設立を促すとともに「住民主体によるまちづくり」という意識を啓発していく。
- 2 . 特定のテーマに関し活動している住民協議会との連携強化を図り、市民と行政との協働によるまちづくりを推進していく。
- 3 . 地域住民が生きがいや目標を共有したコミュニティ活動を推進するため「*コミュニティビジネス」の育成を図る。

(4) コミュニティの連携促進

- 1 . 町内会、住民協議会、NPO・ボランティア団体の特性を生かし、それぞれの団体が連携して活動することができる機会や場づくりに努める。
- 2 . コミュニティ間の連携を促進するため、各種団体の活動について積極的に情報提供していく。

***住民協議会**：特定のテーマ（例えば、景観、地区再開発、地域安全など）に関し、活動している住民を基本に組織された団体。

***コミュニティビジネス**：地域住民が主体となって起業するビジネスで、ボランティア精神を持ちつつも利益を伴ったビジネスとして成立させ、活動を通して地域のコミュニティの再生を図る。

[2] 市民参加

{ 1 } 市民参画による市政の推進

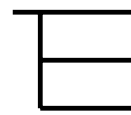
(現状と課題) 市民参画による市政の推進を図るには、市民と行政が互いに行政情報を共有できる仕組みが必要となる。このため、本市では情報公開制度の条例化を図り市民に開示請求権を保障するなど、情報提供を推進している。

行政は多数の個人情報とを保管しているため、個人情報保護条例を制定し、市が保有する個人情報の取扱いに関するルールを定めているが、これまで以上に厳重な取扱いと情報漏洩対策の強化を行う必要がある。市民ニーズを的確に把握するためには、複雑で多様化している行政情報をわかりやすく市民に伝える広報活動や広く市民の声を聞くための広聴活動の充実が求められている。

適正で公平な行政運営を推進するためには、市民参加の体制づくりが必要不可欠である。そのためには、市民参加のルールや市民と行政との役割分担を明確化する必要がある。

(施策の方向)

市民参画による市政の推進



市民参画の推進
積極的な情報公開の推進
広報・広聴活動の推進

(1) 市民参画の推進

1. 各種行政計画等の策定の際には、早い段階から市民の参加を図る。
2. 行政計画策定などの機会を通じ、行政の市民参加に対する意識改革を図り、市民と行政がより良い信頼関係を築けるよう努める。
3. 市民参加を進めるための明文化など体制を整えるとともに、市民と行政の役割分担や市民参加のルールについて検討していく。
4. 「*パブリックコメント制度」の徹底を図り、広く市民の意見を市政に反映させる。
5. 市民によるまちづくりの推進を図るため、市民からの提案を市民主導により実現するための手法や支援を検討する。

(2) 積極的な情報公開の推進

1. 情報通信機器の利用や情報公開コーナーの充実をはじめとして、多様な媒体を活用して情報公開を推進する。
2. より良い政策形成を図るため、各種審議会や協議会等の公開を推進する。
3. 個人情報の一層の保護に向け、市が保有する個人情報の適正な取扱いの徹底に努める。

(3) 広報・広聴活動の推進

- 1 . 市民と行政との信頼関係を築くため、市の政策についての明確なビジョン、目的や効果に関する情報を提供するとともに、結果情報の提供だけでなく政策形成過程を透明化するなど、積極的な広報活動を推進する。
- 2 . 行政サービスに対し高度化、多様化する市民ニーズや市民意識を幅広くかつ適確に把握するため、多角的な広聴活動を推進する。

***パブリックコメント制度**：市が重要な政策等を決める時に、その原案を市民等に公表し、寄せられた意見や情報を政策形成に反映していく制度。